

第 2 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

6 月 13 日

平成24年第2回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年6月13日			
招 集 場 所	座間味村議会議場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成24年6月13日 午前10時30分 議長宣言		
	閉 会	平成24年6月13日 午後4時17分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	大 城 晃	6 番	宮 里 清之助
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	7 番	宮 里 祐 司	1 番	大 城 晃
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	宮 村 英 美
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	金 城 英 隆
	政 策 調 整 監	垣 花 健	教 育 課 長	野 崎 進
	総 務 課 長	大 城 直 人		
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	公 営 企 業 課 長	野 崎 康		

平成24年第2回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成24年6月13日午前10時30分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告
2		行政報告
3		会議録署名議員の指名
4		会期の決定
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第28号から議案第34号まで）
7	議 案 第 2 8 号	専決処分の承認について（平成24年度座間味村一般会計補正予算（第2号））
8	議 案 第 2 9 号	専決処分の承認について（平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号））
9	議 案 第 3 0 号	座間味村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
10	議 案 第 3 1 号	座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
11	議 案 第 3 2 号	座間味村暴力団排除条例の一部を改正する条例について
12	議 案 第 3 3 号	平成24年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について
13	議 案 第 3 4 号	平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
14	報 告 第 1 号	平成23年度座間味村繰越明許費繰越計算書について
15	諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
16	発 議 第 2 号	「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書について
17	発 議 第 3 号	離島・へき地からの高校進学する生徒への支援に関する意見書について
18	発 議 第 4 号	「心の健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成24年第2回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時30分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

平成24年3月10日～6月13日まで

3月10日	三校卒業式
3月13日	南部離島町村長議長要請行動（県知事・県教育長・県議長）
3月27日	フェリーとかしき就航式典（渡嘉敷村中央公民館）
3月30日	平成23年度1月分例月出納検査の結果報告（村長、議長へ提出）
3月31日	くじら音楽祭（座間味離島総合センター）
4月 1日	阿嘉・慶留間出張所開所式（阿嘉漁港旅客待合所）
4月14日	海びらき（阿真ビーチ）
4月23日	全員協議会
4月27日	沖縄振興拡大会議（自治会館）
5月 8日	町村議会議員及び事務局職員研修会（浦添てだこホール）
5月10日	第1回臨時議会
5月15日	復帰40周年記念式典
5月24日	町村監査委員研修会（自治会館）
5月30日	平成23年度2月分例月出納検査の結果報告（村長、議長へ提出）
6月 6日	広報委員会 全員協議会
6月13日	第2回6月定例議会

日程第2．行政報告を行います。

村長からの行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

平成24年第2回座間味村議会6月定例会行政報告でございます。平成24年第1回座間味村議会（平成24年3月9日）以降の主な事項については下記のとおりでございますので、お手元にお配りしている資料のとおりでございます。

行 政 報 告

平成24年6月13日

平成24年第1回座間味村議会（平成24年3月9日）以降の主な事項について行政報告をいたします。

平成24年 3月17日 かりゆしアーバン 藤原正彦沖縄講演会

3月18日	南部トリムマラソン
19日	オキナワフィッシング大会事務局表敬
22日	座間味・渡嘉敷商工会青年部要請
〃	QAB職員表敬
〃	世界のウチナーンチュ大会終了に伴う感謝のタペ
24日	教職員離任式・送別会
25日	浜下り（旧3月3日）
26日	座間味村慰霊祭参拝
〃	金城いづみ表敬
〃	沖縄国際映画祭レセプション
27日	中央保健所長表敬
〃	渡嘉敷フェリー就航記念式典・祝賀会
28日	かりゆし社表敬
〃	南部酒造我那覇所長意見交換
29日	アイラス株式会社越智部長表敬
〃	米国人ジャーナリスト来訪
30日	グリーンカレッジ受入村長挨拶
〃	退職者辞令交付式・激励会
31日	クジラの音楽祭
4月 1日	阿嘉・慶留間出張所開所式典
2日	座間味村辞令交付式
3日	座間味村教職員等辞令交付式
10日	阿嘉校入学式・座間味校・慶留間校（代読）
11日	県庁新年度挨拶回り
〃	北朝鮮ミサイル対策本部立ち上げ
13日	南部酒造所表敬・製品開発意見交換
〃	議会と執行部第1回勉強会（一括交付金等）
14日	座間味村の海びらき
16日	内閣府沖縄振興局古谷総務課長表敬・意見交換
17日	ホエールウォッチング・フェスタ2012協賛社お礼回り
〃	議会と執行部第2回勉強会（一括交付金等）
18日	ホエールウォッチング・フェスタ2012協賛社お礼回り
〃	県庁事務調整
19日	自衛隊募集員委嘱式
〃	稲福地域・離島課長表敬・意見交換
〃	ダイビング協会定期総会懇親会
20日	QAB来村取材
〃	座間味校教職員歓迎会
22日	豊見城市市制施行10周年記念式典及び祝賀会
23日	座間味村議会全員協議会

4月25日 沖縄防衛局あいさつ
 // JTB沖縄社長面談
 // 県庁事務調整（港湾、公営住宅、道路）
 // 情報システムヘルパー社長表敬（政策調整監対応）
 26日 南都酒造訪問・製品開発調整
 // 一括交付金勉強会
 // 顧問弁護士天方弁護士面談
 // 雨水学会事前調査 吉永琉大元教授表敬（政策調整監対応）
 27日 平成24年度「県民の警察官」表彰式
 // 沖縄振興拡大会議（旧行政連絡会議）
 5月 1日 むらづくり推進課班長表敬
 5日 宮里エミ カジマヤー祝い（座間味区）
 9日 座間味建設 海水淡水化母屋工事竣工挨拶
 10日 第1回座間味村議会臨時会
 14日 沖縄県道路利用者会議
 // 道路整備促進期成同盟会沖縄県地方連絡協議会
 // かりゆし當山社長面談
 15日 本土復帰40周年記念式典
 16日 内閣府沖縄振興局事務調整
 17日 沖縄県離島航路確保維持改善協議会
 19日 座間味村体協バレーボール大会
 21日 座間味区総会
 22日 那覇警察署長表敬
 // 学力向上推進委員会総会
 23日 座間味老人クラブ総会
 // 第13回サバニ帆漕レース説明会
 24日 海想森氏面談
 // 下水道推進協議会沖縄県支部総会
 25日 阿佐区総会
 28日 座間味ヨットレース協賛社挨拶回り
 // 港湾課墓地公園事務調整
 29日 沖縄総合事務財務部管財総括課墓地公園事務調整
 // 第15旅団長表敬（政策調整監対応）
 30日 全国離島振興協議会通常総会・日本離島センター評議員会
 // 不発弾爆破処理（消防長対応）
 // 南部市町村主催建設行政に関する懇談会（総務課長対応）
 31日 大島離島視察
 // 対米請求権事業協会定期総会（委任状対応）
 6月 6日 TOTO九州支社部長表敬
 // ヤンマー沖縄松原表敬

6月 6日	内閣府馬場参事官表敬・意見交換
8日	自然保護課長他表敬
9日	JTB 沖縄照屋課長表敬
〃	アンドレイ沖縄ロシア協会会長表敬
10日	沖縄県議会議員選挙
11日	21・ざまみ決算報告
〃	愛媛ハート交通西野氏表敬
〃	かりゆしエンターテイメント長嶺社長表敬
〃	法務局事務調整
12日	21世紀ビジョン市町村長意見交換会
13日	琉球水産救済会理事会・定期総会（委任状対応）

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで、村長の行政報告は終わりました。

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番 宮里祐司議員及び1番 大城晃議員を指名いたします。

日程第4．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者・答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

おはようございます。一般質問をお願いします。役場の職員採用の問題について質問します。

まず、地域住民、役場、議会で共通認識を持つ必要がありますので、今の役場の置かれている状況を確認させていただきたいと思っております。最初に、職員の退職問題について、今後、多くの職員が退職されていくと思われます。年度を追ってわかる範囲で職員の世代交替がどのようなスピードで行われるか。総務課長、よろしくお願ひできますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

それでは退職者の状況を年度を追って説明します。まず今年度末2名です、定年退職者。そして来年度が3名、そして再来年、平成26年度末が行政はおりませんが2名、船員と幼稚園の教職員です。そして平成27年度が6名、うち2名が海事職。ですから行政が4名です。それで平成28年度末が2名、平成29年度末が4名、うち海事職がいます。そして平成30年度末が2名という状況でトータル21名。行政が16名おやめになります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

今後、七・八年で多くの役場職員が退職されていくのですね。座間味村役場職員数は船員を含めて51名。その中で行政、教育委員会を含めて16名の職員が退職していきます。そのほとんどが20年、30年勤められたベテラン職員が辞められます。そういった意味で、夕張とは違いますけど極端な話、大幅な職員の入れ替えが行われます。その中でスムーズに地域の行政サービスが維持できるように村の執行部も対策を考えていると思います。この件に関して、これだけ多くの職員が数年で辞めてしまうという事実を私たちは共通認識として持つ必要があります。そこで、今後、毎年のように職員の欠員補充を行わないといけなくなりますが、この職員採用のあり方について後で提案させていただきますが、その前に職員採用においての事実関係を確認したいと思います。過去5年間、職員採用の実績、実態を教えてください。例えば応募者が何名いて実質採用が何名。応募期間がどれだけあって、いつごろから告知してどういった形で公募したのかを説明していただけますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、過去5年の採用状況を申し上げます。まず平成20年に採用枠としては予定1名で応募が2名ありました。そして、その年の7月1日で緊急に採用しています。募集期間については平成20年5月25日から6月9日ですから約2週間ぐらいですか、そして平成21年は2名の枠に対して4名が応募されました。採用は去年の繰り越しした名簿登載の方と2名の予定者を入れて、その年は3名採用しています。そして募集期間は平成21年7月30日から8月7日ですから約1週間ぐらいですか。そして平成22年は保健師の方を1名募集しまして1名採用しています。この期間は平成22年11月1日から11月30日ですので、専門職ということもあって一月間、募集期間をとっております。そして平成23年は一般行政職、競争試験で1名の枠に対して1名の応募、平成23年10月3日から10月14日募集期間をしまして、2週間ぐらいですね、その翌年の4月1日に採用しています。そして前にもありましたけど選考採用ということで、本村の年齢構成がかなりいびつな部分もあります。そこで適材適所、係長職の優秀な人材という形で1名、募集ではありません。これは募集ではなくて、その方の能力の判定をしまして係長職で十分という形で4月1日に採用しています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

質問を進める前に再度確認します。今後数年で21名の方が退職されるわけですが基本的に職員採用の考え方といいますか、常識で考えたら普通は職員採用試験をして採用をします。今みたいに専門職を持っている方をお願いして途中入所してもらおう形もあるということですが、基本的な考え方があれば答えてもらえますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今後、先ほども申しましたが7年間で21名の方がやめます。うち16名が行政になりますので、特にこれといったことではありませんが、私の一般的な考え方としましては、やはりベテランの方がやめると組織パワーは落ちます。そして、当然これだけの団塊の世代の次にまた一つの、うちには団塊のこぶがあります。

して、その方々が大量退職を迎えますので、基本的には若手の職員を競争試験で優秀な人材を集めるということが必要かと思いますが、やはり年度年度、途中でまたその時々判断で長が決定をしていくものと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

今、これだけの予定退職者がいる中で、まだ個々については細かく人を見てという形での例えば中途採用とか、そういった形のものも含めて具体的に計画的にはやらないということですね。

では話を進めさせてもらいます。この問題は2つありまして、全職員、船員入れて51名しかいない職場で21名、事務方の職員35名の中で16名の職員が数年の間で入れ替わりするという状況に対して、その影響がどのような形で出てくるかという問題と対策をどのようにするのか。それと職員採用の今後のあり方についての考え方を伺いたいのですが、先ほど平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度と募集して何名の方が応募して何名採用されたか。それから募集期間がどういう形だったのかというのを答弁してもらいました。そこで、今までのような募集のあり方、募集期間のあり方で実際にいいのだろうか。非常に疑問を持っています。国勢調査で座間味村でも人口の減りが非常に大きいという結果が出ました。数年でこれだけの予定退職者がいるということであれば、来年卒業の中学3年生が四、五年経てば高校を卒業して働ける年代になってきます。そういった意味で学校を卒業する時に将来、座間味村役場で働きたいというような雰囲気になってくれば非常にいいと思いますが、役場は閉ざされた職場であり、将来の職業というイメージが持てないのではないかと。そのことも含めて募集期間をもっと長く設定するべきではないでしょうか。採用が決まってから募集をかける、採用すると決めるのではなくて通年的に4月から半年ぐらい募集をかけたらどうか。それで確認します。この募集期間について募集決定というのは、今までは確かに退職者が少なく、毎年、職員の欠員があったとは限らなかったのですが、欠員の都度、一週間程度の随時募集という形を取ったため役場がどういった形で職員採用するか地域に知られていなく閉鎖的なイメージを持たれている。子供たちにとっては地域の愚痴の対象になっているのが役場職員でマイナスイメージが大きいのが現状です。今後、21名の職員が辞められて新たに採用された方が役場に入って来る。逆に言えば、新しく採用された方が家庭を持って子供を育てれば、夫婦と子供2人の平均家庭を想定すると単純に20人の採用がされれば、80名人口が増えるということも考えられます。これは余談ですが卒業して島を出ていく子供たちが役場も一つの職場であることを認識させることもとても大事なことだと思います。そういった意味でこの募集のあり方、5月にやったり7月にやったり11月にやったりというやり方を改めて4月1日には役場職員の採用予定がこれだけあるから募集しますと告知してもらいたい。定数条例の関係や採用規定とかもあります。職員採用の募集に関しては総務課判断でできるのか。要するに採用試験日ではなく、応募期間や採用募集告知について、来年度、欠員がありますよと。それとも職員採用試験委員みたいな形で諮って、村長が委員を任命した後にしか募集、告知はできないのかどうか。お伺いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

募集に関しては総務のほうで企画をして、次年度は定年退職者が2人いるから、それでは若干名という形で募集をします。そして期間については議員がおっしゃったとおり十分な期間をとってやることも必要だと今、つくづく考えています。またもう一ついいアイデアをなさったと思いますけど、学校の子供たちが魅力ある、やはり役場は一番の産業ですので、たしか5年生が職場体験という形で3名の子供たちが去年来まし

た。これを中学生にも広げることはいいいアイデアだなと思いましたので、教育委員会とも相談しながら職場体験という形でまた役場に戻ってきたいんだという子たちのきっかけづくりをしたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

役場職員の採用については、よく世襲とか、巷ではいろいろ話が出てきますね。批判的にも、そうじゃなくても話題になります。しかし、私は、これは必然的なことと思っています。というのは役場の職場という環境に対しての情報は親が役場に勤めている家庭の子供の方が、具体的に理解が進むんですね。ところが親が、家族が役場で働いていない家庭の子供たちが現実的に職業として役場で働くということには、その情報が少ない。イメージもわからない。職場体験では限界がある。ところが親の姿を見ている子供たちというのはある程度イメージがわくんですね。ただ、だからといってそれでいいんじゃないくて、親が、家族が公務員じゃない家庭の子供たちにもやはり、役場という職場があるということ、職業があるということを知するためにも応募期間、座間味村のホームページに半年間ずっと応募が出ていると、日常的職員の募集が載っていて、その上で職場体験なりやってくると違ってくると思います。中学を卒業して自分は島に戻ってくるんだという意気込みで那覇に行っても、実際、島に仕事もなく、役場の採用も少ないのに、一旦、島を出た子供が戻ってくるというのは非常にハードルが高いものです。でもそういった目で那覇に出て社会を見るというのも非常に一つの、できるできないは別として、大きな意味があると思います。実際、応募期間の短さ、先ほどの報告からも長くても2週間やっていますが、あくまでも行政都合によって期間があって試験日が決まっているというやり方をしているように思えます。これだけの退職者がずっとあるのであれば定例化することによってオープンな職場であるんだと、逆に住民から今年の募集はないのですかというぐらいの、毎年、募集があって当たり前みたいな雰囲気環境づくりを進めていただきたいと思います。実際どうでしょうか。今年、採用されて入ってくる子供たちもそうですけど、胸を張ってオープンに入ってきたという、ちゃんと環境づくりを役場がやるべきじゃないかと思います。いつ募集したのかわからない、お前はいつ役場の職員になったのかと聞かれたら可哀そうですよ。今年の募集はいつごろから始められますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、この企画をしたときに考えたことは、まず県とバッティングするといいい人材がとれないんじゃないか、そして国の昔の中級というやつですよ、3種ですか、2種とかいう方々が応募の落ち着いたころと考えました。そして次は期間についても県と総合事務局なりの資料を見て、大体おおむね2週間弱でやっているのでそれでやりましたが、広く募集をし人材を確保したいという観点からは、例えば今、これから議論はしますが、庁内でも議論はしますが、そういう公務員試験が大体終わった後ぐらいの時期に、確かに2週間とは言わず1カ月ぐらい、十分な期間を周知徹底して広く人材を集めたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

ちょっと確認します。募集期間というのと告知期間、言葉は一緒かもしれないけれども整理したいのですが、実務的な話で募集期間に書類を受け付ける。これは総務課がやりますよね。その期間が2週間とかを設定している。県の採用、応募が終わってからの話ですよ。実は私になるべく4月に職員採用の募集を出してくれというのは応募受付期間までに、夏休みとかお盆とかいろいろあって、島で就職する事を考える、家

族と相談する時間を若い人たちに与えてほしいということで認識させるということに大きな意義があると思っています。どうなのでしょう、募集期間というきちとした正式な事務手続の話と、役場職員募集の告知する周知するのを分けたら難しいんですか。どうですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

大変いいアイデアだと思います。募集期間というのは企画をして事務的な話です。告知は早く出るものです。というのは、もう2名の退職者が出ますから、今でももうアピールしています。2名は採用しないといけないということです。ですから、おっしゃるようにゴールデンウィークとか、ゴールデンウィークは過ぎてしまいました。そして島に青年たちが帰ってくるお盆の季節にはあらゆる手を尽くして2名は村が今回採用しますよという告知は必要だと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

そうですね、そういった形でお願いしたいものです。実は応募実績を見ても、そんなにたくさんの応募者数があるとは実績から見ると思えないんですよ。それで職員の採用確保というのも一つの今後の課題なんだろうなと思っています。採用しても人が集まらないかもしれない。そういったことで、今までとは違って積極的に座間味広報とか何とかでも周知する、要するに県との採用試験をずらすことで人材集めじゃなくて、知らせることが効果的だと思います。積極的に座間味村役場は今後20名も採用するのだという打ち方でも構いません。随時ですけど。これをちゃんとやっていただきますと、いい子供たちが実際、やる気のある熱い子供たちがたくさん帰ってきて働いてもらったほうが一番いいと思います。住民の共感が得られますしね。キャンペーンみたいな形で取り組めば役場のイメージも変わると思います。もう一つ確認したい思います。募集期間で募集して試験をやりますが試験はどういった形で行われていますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

作文と面接試験という形で2項目でやっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

日程的に同じ日ですか。それとも一次試験、二次試験という形で分けられて期間を置いてやられていますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

試験日は1日で、大方、午前中に筆記試験をして午後に面接をするというパターンです。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

職員採用試験は一次試験と二次試験に分けてやられたほうがオープンなイメージがします。公正性が感じ

られます。これまでは役場職員募集の採用試験に応募が少なかった、募集期間が短期間ということもあったのでしょうか。日程的にも大変厳しいと思いますが、一次試験の可否の後、二次試験の日程で分けて実施できないのでしょうか。それには、結局、変な地域のやっかみ、なんでワッター島から採らないのか。あの親戚ばかり採用しているとかという話が未だに残っている地域ですから、一次試験、二次試験、まとめて同じ日に試験を実施しますと最初から決まっていたのではないかと。またそういった形になりますので一次試験でふるいにかけて二次試験という形のほうが説明もしやすいし、誤解や感情的なことも少なくなると思います。採用試験後の採用通知はどんな形になっていますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

試験をしてある程度、中立的な立場の第三者の委員をもって評定をし、そして庁内の最終的意思決定機関である経営会議、前の庁議ですけど、そこで経営会議を経て内定を出します。平成24年度新採用の方のケースでいうと、10月試験で、そういう事務手続を年内にして1月には内定通知を出したような形だったと記憶しております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

執行部の皆さんの有識者の中で決定する、それはそれでいいと思います。それで、試験を受けさせて本人への通知が11月、これは合格通知ということでよろしいのでしょうか。それで内定通知というのが1月。内定通知というのは非公式なものでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

ちょっとすみません、資料を見ずに説明しましたので、記憶で説明しまして大変申しわけございません。10月に試験をして、庁内の最終意思決定、これこれを採用しますということを決定して手続上は11月25日に採用通知になっています。公文上は採用通知ですが、いわゆる条件つきですよ。4月1日の採用までの間、法令に抵触する場合とか、そういうものについては採用しない場合があるとかという形での採用通知です。条件つき採用通知を11月25日に発しています。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

採用規定とかは条例を見ればいいのですが、せっかく議会で議事録にも載りますし、そこら辺のことを住民の方にもわかってもらいたいものですからね。この試験が終わって、結局はそういった形で一時的に採用、この人がいいだろうと決まったものは採用通知、いわゆる内定ですよ。試験が終わって1カ月位で出るということですね。これは非公式なものなのかなと思って、別に合格発表みたいなのが県にも入っていますよね。通知で皆知りますよね。それが内定ということは来年の4月1日からの年度、次年度の欠員があった時点で採用ですということですよ。そこももう一度説明してもらいたいです。それから、それはいつまで合格の権利といますか、あるのか。その流れをちょっとわかりやすいように説明お願いしますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず一般的に定年退職があるということはわかりますので、そういうときは募集をして今のような流れで11月に内定通知を出して4月1日で採用します。そして仮に募集が何人かいて、1名の定年退職者がいるということはわかっていますから、やはり欠員が出る可能性もあるので1年間有効の名簿登載期間という形にします。ちょっと言葉が条例上の言葉かわかりませんが、そうして欠員が出たときには対応します。そして平成20年、平成21年のケースは定年退職者が出るとはわからなかった。ですから、しばらくの間は採用試験もしていない、これがあつたと思います。ところが何らかの途中で年度内欠員が出てしまった。そして、もしくはいろいろな事情があつて、採用する事象が発生したので急遽募集したというケースもあります。実は来年のことを申し上げますと2名の方が定年退職しますから、2名以上、できれば10名ぐらいの方の募集をしてくれて、そして2名に関してはいわゆる採用、内定通知。そして次点とかの方々、何名までやるかわからないんですけども、この方々にはまた能力はあるが席がないので1年間の名簿登載期間という形の通知になるかと思ひます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

しつこいようですが、この名簿登載者、これは合格者なのですか。すみません、別にいじめるつもりじゃないですよ。合格通知と採用通知は違いますよね。違いますよね、これは違うと思っているのだけれども、間違っていたら言ってください。試験を受けて職員に採用する能力があると認めて合格通知を出して名簿に載せますよと言うのと、その順位があるかもしれないけれども、採用順位があつて。来年確実に辞めるから2人は間違いなく4月1日からですよというものが2つ出てくると思うんですけど、これは事務的には個々にやることなのですか、それとも最初の段階で公に、今回、採用試験に通つたのは2人ですとか4名ですとか、採用枠は2つしかないけど4名ですとかという話になっていくのか、それとも枠は2つだから合格者は2つにするという形に法的になるのか。その説明は、名簿登録者というのはないわけですよ。合格者を4名にすれば、残りの2人は次点という形で空き待ちという形で一年間はなるのだが、もう少しわかりやすいように説明してもらえますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

私の一般的な話で、うちの実務ではないんですけど、一般的な話をしますと能力の実証をしないとイケないというふうに地公法に書いていたと思うんですが、仮に数名の枠をもって募集をして、それ以上の方が来て、それでも能力がなければゼロという可能性もある。ですから、おっしゃるように合格者は、ということは能力の実証をして名簿に登載する価値の能力があるといった場合に2人の枠ですが3名とか4名というケースもありますし逆もあります。2名と募集して5名なりが募集したが、能力の実証には値しないと。どうしてもこれは公務員として、もちろん村の職員としては採用できないと、能力に達していないという場合はゼロで欠員をする可能性もあります。これが一般的な試験の制度です。運用するかどうか、これは別です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

非常に何と言いますかデリケートな話かもしれませんが、そこをある程度ちゃんとしたルールで線を引い

てもらわないと、また不透明だという話になります。そういった意味でも一次試験と二次試験は分けるべきじゃないかと、一次合格者のみが二次試験に進めるという形にしていかないと、さっき言ったみたいに主観的なものといえますとわからないですからね。この辺はもう一度、採用規定とかそうならなくてもある程度、内部文書でいいのですが、しっかりルールは明確にしたほうがいいと思います。欠員があり次第採用しますよと言ったときに、欠員枠が2つある。だけど実際に能力がないのであれば無理に採用することもないわけですからね。名簿登載期間は1年と言いましたが次に入ってくる人が誰か解ると状況によっては欠員をあげようかという人も出てくるかもしれない。さっきからお答えになっていないのですが庁内ではまだ今年の件については具体的な話し合いがされていないということですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

採用に関しては当然、村長にも人事データを見せていますから、これだけの大量退職が出ます、定期的に優秀な人材を採用しないといけないというお互い共通認識を持っています。それで、具体的な事務はちょっとまだ、いつどうするというような企画の段階ではまだありません。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

役場のスケジュールの中ではまだそういった段階ではないという事ですね。村長、この話を聞いて事務的な問題がありますね、村として告知の部分について先に取り組まれるというのはどうですか、その考えについてはどう思われますか。役場職員を募集しています。応募して試験を受けてください。要綱とか条件とか問い合わせがあれば答えられる状況にするのは難しいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御提案の件に関しましては非常にいいことだと思っています。なかなかどういう形で募集以外のところでの告知をするかというのは、しっかりと検証しないといけないと思っておりますが、例えば確実に先ほどから総務課長がおっしゃっているように定年退職者は確実にいるというのはわかっておりますので、その辺に関しては例えばいろいろな場所で、あるいは郷友会の集まりにも行ったりもしますし、あるいはいろいろな島の各種団体の会合とかでもこういうのがありますので、近々募集がかかるかもしれません。そのときは、もしよろしければ皆さんの子供や孫の皆さんにも話をしてみてはいかがでしょうかという話は今、実際にはしているんですけど、それ以外にもしっかりとそういう環境がつかれるようなことができればいいなと思っています。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

そういった活動は人がそろわないときに最終的な手段だと私は思っています。だから定型として公式な部分での座間味広報とかホームページとかに早い期間から始めることはできないかということをおっしゃっているのです。それをやるのがオープンなイメージになるということです。具体的に庁議でも一度ぜひ取り上げていただいて、具体的な募集期間はいろいろあると思いますけど、募集していることをたくさんの方に周知してお盆にも夏休みにも帰ってくる子供たちがいます。一度は家族で役場が募集しているよと、話をして

もらうのも一つの地域のいろいろな意味になると思います。今月中にホームページに載せますと明快な答えは聞かなかったんですけど、検討していただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

しっかりと議論をさせていただきたいと思います。先ほども話をしましたが、こういう活動をしていますけど、まだ正式な、公式なところではまだやっていない。しかし、これも含めて検討させていただくということと、それと庁議の中でも採用の話は、事務的な細かい話はしておりませんが、できるだけ早い時期に告知をして募集期間を設定しようという話をさせていただいておりますので、できるだけ早い時期にいろいろな活動といたしますか、そういうことをさせていただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

最後に職員の資質向上について、今現在、人事交流で職員が出向されている方はいませんよね、今後、予定もないのでしょうか。人事交流とか職員交流について。考え方をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私も職員時代に、実は平成15年、県庁に行っておりました。そういう意味では私も非常に勉強になりましたし、できるだけそういうこともしていきたいなど、今回は2年間ということで総務課長に来ていただいておりますが、それだけじゃなくて双方向の形で人事交流ができればいいのかなと思っておりますが、ちょっと最近滞っております、もうちょっと様子を見ながら、できるだけ早い時期に職員を派遣できればと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

まだベテランの職員が残っているうちに若手をどんどん人事交流、相互交流で出していきたい。一括交付金もあり難しい時代に来ていますので人的ネットワークも大事だと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で私の質問を終わりたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

以上で、宮里清之助議員の一般質問を終わります。

次、3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

皆さん、おはようございます。余り時間をかけないように質問していきたいと思ひます。適当な答えはしないで、きちんとずばずば答えてくださいね。まず1番目に就学支援についてということで、これは何回か質問しております、3月定例会でも質問しましたけれども、最近ですが一括交付金で就学支援に対して沖縄本島にいる子供たちをケアする体制をつくるということで新聞に載っておりました。これは住民課のほうから出ていることなのか、教育委員会から出てきている話なのか定かではありませんけれども、私が質問した後に国からは年間15万円出るといふ話は出ているんですけども、沖縄県の教育庁関係は全然その情報を知らない、私たちは知りませんといふことを発表しておりますけれども、しかし、私は、絶対にこれはあ

りますということで話をしているんですけれども、その後、沖縄県から、これはやります、やりませんで通知が来ているのかどうか、その辺、多分これは教育委員会関係だと思うので、この辺はどうなっておりますかお答えください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

野崎です、よろしくお願ひします。県の教育委員会へはまだその通知は来ていません。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

では今度は、これは教育庁関係だけではなくて、沖縄県の離島、全首長にもかかわる話なので、村長にお答え願ひたいんですが、今ですね、沖縄の離島の町村の数は定かではありませんが、3月の定例会で予算化しているところもあるんですよ、子供たちの就学支援に対してですね。我が座間味村は残念ながら、これはありませんよね。月幾らやりますよとかいうものはまだ予算化しておりませんよね。国から来なければやらないということで、前に私が提案したのは月1万5,000円ぐらいにやったらどうかという話をしてあるんだけど、これを表に早く出してですね、やってもらってはどうかと、心のケアがどうのこうのというよりは、こっちのほうを先にやってもらいたいということで、とにかく国から県に、県から村に来ないということは、自分たちで全部一般会計で見ないといけないということになってしまうとまずいので、国に対するというか県に対する要請、各首長は集まってやっているのかどうか、この辺をちょっと。首長会の中でどう県に要請しているのか、その辺をちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

金城議員からの御質問でございますが、まず国のほうから通知が来たのが5月28日ということで、前回の議会で細かい流れが説明できなかったことは申しわけなかったと思っておりますが、事務連絡で国のほうから5月28日に届いておりまして、これから事務手続に入らせていただきたいと思っております。それと今、県のほうではいわゆる4分の1の部分を持つか持たないかというところを議論させていただいておりますが、私たち離島町村の首長でいろいろと沖縄県のほうにも働きかけをしておりまして、どうにか9月の県議会の補正予算で4分の1を見てもらおうというふうに考えているところです。残りの私たちが今上積みしている部分の4分の1はそうなりますと予算の組み替えということで引かせていただいて、それから学習支援を行っていくというようなことです。以上です

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

国が2分の1、県・市町村が2分の1ということで、県のほうに4分の1お願ひするということでありま

すけれども、そうなったときに、例えば私はこの間も言ったんですけど、年間15万円としたら月割りにしたら変な感じになるので、逆に月に1万5,000円ぐらいになるような形で、村の財政の組み立てと言いますか、県が4分の1しか出さないのであれば、村は4分1ではなく、それにプラスアルファぐらいの予算の組み替えをして、月1万5,000円ぐらいのことはやったほうがいいのではないかと考えますが、村長はどう考えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ありがとうございます。正式な行政用語になるかどうかわかりませんが「継ぎ足し単独」と今、調整官から話を伺ったので、そういうような形でもできないのかどうか。できないことはないと思いますが、しっかりと財政当局にも指示をしながら、それと教育長としっかりと御相談させていただいて、この額についてもできるだけ負担軽減が図れるような関係をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

しっかりと県と早く交渉をして正式な回答が得られるようにしてください。この質問に関してはこれで終わります。

次、事務局長が書き間違えていますね。フェリー荷捌き等についてと書いてありますが、私が出したのはフェリー荷捌き「場」が入っていますので、荷捌きではないですね、捌き場ですね。これは前にも質問しましたけれども、阿嘉と座間味の荷捌き、あと防雨型通路について質問いたします、つい先日の事ですが村長もその船に乗っておられました、私がクイーンさまみで那覇からの帰りに阿嘉島のポンツーンに降りたところ、そこから先に行けない。雨が強すぎて。結局、30分ぐらい荷物を持ってうろうろして、雨が上がるのを待って、ターミナルにも逃げられないという状況でした。那覇で乗るときには乗るときでまた乗る30分前から雨が降って皆乗れないわけですよ。それまでは雨は降っていないのに、船に乗れないものですから30分前にならないとね。みんなタクシーで来て荷物を持って船に乗らないで旅客待合所で待っているんですけど、「さあ、どうぞ」と言って「乗ってください」と言いますよね、ロープを取ったらそれから大雨になって、結局は皆乗れないという状況なんですよ。この状況は船の乗り降りだけではないですよ、例えばフェリーが来たときに荷物を取りに来るわけですが、未だにテントですよ。そうすると今みたいな雨の降り方をすると本人も濡れるし荷物も濡れる、物によっては紙袋なんかは中身が全部散乱しますからね。そういう状況がずっと何年も続いているんですよ。公営企業課なのか産業振興課なのかと私、そのように言っているんですけども、どっちでもいいんですよ。これを早く要請してやってくださいということを私は言っているんですね。「やっています、やっています」と言うけど、その後、いつできるのかが全くわからないんですよ。はっきり言って。いつできるのかが全くわからない、どこまで進捗しているのかわからないので、この間も質問して「今、やっています」と、「交渉しています」という話だったので、どこまで進捗しているのか。座間味は港湾での荷捌き場、防雨型の通路、阿嘉は漁港ですから、それぞれ交渉先が違うはずですよ。その辺も含めて。あと、さっき言った那覇の件もそうですけれども管理組合、港湾の管理組合と那覇市と国とどれぐらい接触しているのか、その辺をちょっと答えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

お答えします。荷捌き場及び防雨型通路については、これまでも何度も県に要望してきたところですが、座間味港の屋根付き通路ですね、これが今年度、設計から施工まで整備することになりました。しかし、荷捌き場については現在のところ本村としても納得のいく返事はいただいておりませんので、引き続き土木建築部、港湾課へ強く要望していきたいと思います。

それから阿嘉漁港については調査計画は既に済んでいるとの回答を県からいただいております。あとは実施計画及び施工が早目にできるよう、また引き続き要望していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは今、産業振興課長にお答えいただきましたけれども、これは産業振興課だけの問題ではないと前から言っています。公営企業課もこれは絡んでいるだろうということで、公営企業課長には何回も「一緒になってやってくれ」ということで「要請してきてくれ」ということで私は何回も言っているのですが、公営企業課のほうではどういう動きを見せておりますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問、3月議会にそういうお話があったものですから、4月末ぐらいに1人、ほかの業務があって、県と農林土木事務所ですか、南部管轄へ行ったらちょっと出払っていなかったんですが、その後電話でお話して、今後の計画にやるというお話はお聞きしています。今後またさらに電話等あるいは出張、何らかあるときは足を運んで調整しながら、二、三回は産業振興課長とも行って、南部土木のみならず県庁まで、本庁まで行ってやりたいと。港湾課のほうとは早目に必要であれば、できたら写真等も持ってきたほうがいいですよという話までは…。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、那覇との関係はお答えいただいていませんけれども、産業振興課長も公営企業課長もそうなんですが、はっきり言って皆さん、その現場、過去に振興課長は、船舶課長をやったことがあるわけですから、その現場で大雨が降っただけでどういう状況になるのか、台風が近づいてきたときにどういうふうな状況になるのかというのはわかっているわけですよ。だけど今、公営企業課長が那覇へ出張で行ったら、その人はいなかったとか、それで帰ってきて電話をしたとか、そんなものでは向こうには願いは通じませんよ。はっきり言いますけど。いついつ、何々の件でと、ここはちゃんと計画書でこういうふうにしてやってくれということで、図面を書いて持って、いついつ来ますからということで約束をとっていかないと、電話でやり取りしたって相手の顔は見えませんからね。「はい、わかりました」とは言うけど、そこにわかりましたとは書いていないかもしれませんよ。解せないなと書いていたかもしれない。これははっきり言って足を運ぶということ、何回も足を運ぶということをやらないと相手は真剣になりませんよ。これは何回も私が言っていることなんだけれども。逆に言えば、皆さんだって同じだと思いますよ。電話で住民から文句言われたからといって、「そうですか」ってすぐにはやってくれないはずですからね。何回も足を運んでくる人に関しては真剣にやりますけれども、電話で「こういうのをやってほしい」と言って「ああ、そうですか」と「はい、「わかりました」とは言うけれどもやらないでしょう、ほとんど。これと全く同じですよ。皆さんが住民を扱っているのと全く同じように県の職員にも同じように扱われているんですよ。離島からたまに来てものを

言っている、それぐらいにしか考えられていないので、何回も何回も真剣みを持って行かないと、絶対に相手は真剣な対応をしてくれませんよ。これははっきり言って、絵に描いたものを持って行って、「これを、これを」と何回も何回もやって、それで必要であれば議員も村長も一緒に行きましょうとやってくださいよ、それが仕事ですから。それを一緒になってやるのも私たち議員の議会の仕事でもあるからね。必要であれば使ってください。皆さんだけに押し付ける気持ちは全くないので、必要であればどんどん使ってください。時間は何ぼでもつきますよ。だから、特にお2人はわかると思うんだけど、台風が近づいてきたら、あの荷捌き場はわざわざテントを外して、この間みたいに風も吹かないけどテントを外して、大雨の中、それで大東から通過して行ったらまた元に戻すと、こんなばかな話をいつまでやっているんですかということなんです。阿嘉のテントは足元も腐れて修理して、また腐れかかっていますでしょう。あれ何回同じことをやるんですか。図面を書いて、こういうのをつくってほしいということで願えば済む話じゃないですか。真剣になってやらないから県も「ああ、必要ないんだな」と、これで足りているんだなと思っているから、「県がやりましょう」ということを言わないんですよ。あるいは漁港も港湾もやるのは国、県がやる仕事ですからね、ただ希望を出さなければやりませんよ。これは言うておきます。直ちにこれは絵を書いて計画書をつくって、いついつまでにやってくださいと。それで必要なら自分たちも使ってください。住民アンケートもしっかりとって、必要なか必要でないのか、そういうものまでやって逆に担当を1人つけてやるぐらい真剣な動きをしてください。これについては終わります。9月の定例会には、「いついつごろからやりませう」という報告ができるようにしてください。

次、3番目、これも同じですね。定例会で鹿等の…、この間、課長が鹿の被害が出ているということで、1カ所を見にきていただいて、どこからどこをどうしましょうということと一緒に現場に行きましたので、これについてはわかります。3月、これは前年度予算で1カ所は前年度予算の残りで1カ所はきれいにしてあるところがありますので、その部分に関してはオーケーですけど、まだ橋の下公園の周辺の部分に関して、その具体的なものが出ていないので、それは早目に対策するように。あとカラス、予算はついていますよね、あと予算書でもやりますけれども、これが何で今動いていないのか、何でその対策をやらないのかということをちょっと、お答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

お答えします。鳥獣被害防止対策については県の鳥獣被害防止特措法に基づき今年度計画書を提出して、今年4月に県との協議を終えたところですが、今年度より県の補助制度を利用してカラス、ケラマジカ、猪の被害対策防止事業を実施していきます。事業実施に当たっては、鳥獣被害防止対策協議会を立ち上げる必要があります。今月下旬に協議会を立ち上げて事業を進めていこうと考えております。この事業については平成26年まで3年継続事業として実施していきます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

有害鳥獣対策と鳥獣被害防止対策協議会も一緒ですか、これはですね、村長にお答えしたいのですが、3年前ですか阿嘉区の総会で鳥獣対策、要するに害鳥害獣に対する対策協議会をつくるとの発言がありました。その後から鹿による被害対策に対する住民からの請願書も出ております。しかし、何一つ協議会の立ち上げもされてないし、具体的な害獣対策はどうします、鳥獣対策をどのようにしますということが具体的に何一つ出ていないんですよ。だから、その場しのぎしてはいけませんよと何回も申し上げているわけです

よ。この間も私は予算付けして、カラスの駆除の場合においては、例えば臨時職にいますよね、ごみ収集する人たち、そういう人たちが近くにいますから、お願いしてみてもどうかと、それでは具体的にどういことが出来るかといいますと、くちばしを2本持ってくれば1,000円で買取るとか、2,000円で買取るとか、額を決めてお願いすれば、彼らも収入が少なくなっていますから喜んでやりますよ。それで収入が上がるんだったら。そういうものの組み合わせが何でできないのかと私は申し上げているわけですよ。落とし籠を作れば良い訳で、あれは100万円、200万円かかるものではないんですよ、せいぜいかかって二、三万円ですよ。本人たちに、ただ「やれ」と言ったら、本人たちは嫌がりますからね。「はい、この1羽に対して幾らだよ」ということでやれば、彼らの収益にもなるし喜んでやりますよ。前の議会でも話しましたが、100羽ぐらいは年間にとれるんですよ。これを卵を産む前にやればカラスはふえないわけですよ。島にはまだアブシバレーという習慣がありますよね、各集落ともやりますけれども、私はカラスを毎年流しているのを見えていますよ。来年からは鹿も一緒に流そうかなと思っているんですけども、皆さん笑っていますけど、ほんとに思うんです。要するに害獣なんですから。でもそれはでかい船をつくらないといけないから、そんなのはできないから冗談話になりますけどね、そのぐらい考えるぐらいなんですよ。要するに皆さんは協議会をつくってどうのこうの言っても、もう遅いわけですよ。今のおじー、おばーたちが、協議会をつくってちゃんと対策してくれたなと言ったときには、今頑張っているおじー、おばーの半分はあっちに行っていますよ、半分以上は。今年で動いて来年にはちゃんとできて、対策はこうしますということをやってもらわないと、2年、3年流しているとアウトなんです。人口が半分になりますよ。そのときから対策したって鹿のほうが多いから、話になりませんからね。カラスの話ですが、今ある落とし籠も修繕しないと使えないので、いつからそれを始めるのか、計画しているか、それをお答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

被害対策の実施なんですけど、これは今月末にまず協議会を立ち上げますので、それが終わり次第、来月初めにでもすぐ取りかかりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

とにかく計画を立てて、さっさとやること、これが一番ですね。では、これまでの経過報告というのはこれで終わります。

4番、公衆トイレの設置と管理及びし尿処理の方法等についてということで質問しましょうね。この間の全協の終わった後に振興課長には話をしておりますので調査は終わったかと思うのですが、この公衆トイレの設置というのはですね、何回か阿佐区のほうからいろいろ話がありまして、私は何年も前から、たしか私が漁業組合にいる時分から、議員になる前からこの話はあったんですよ。何とかできないですかと。漁業組合で設置してくれという話もあったぐらいですから。なぜかと言いますと、観光客が座間味から遊びに行きますよね、そうするとトイレがないということで、民家に借りにくるらしいんですね。確かに人間、一週間は食わなくても生きてますが、人前でトイレに入れないというのは大変なものがあるんですね、どんな人でもトイレは必要なんです、特に人が来るところではトイレは必要だということで、私は去年、一昨年かな話したことがあるんですよ。阿嘉のタキバルのトイレとか、クシバルのトイレ、周辺は草ぼうぼう、紙はない、中に入ったらわけがわからない、掃除もされていないと。こんなところには文明人は来ないぞという話をしたことがあるんですけども、同じなんです。トイレがないのと全く同じで、ましてやトイレがない所

だったら大変な話なんですよ、民家があるからまだお願いするんだけど、民家がない所だったらその辺でやりますよ。ところが民家が周辺にあるのに、その辺で隠れてやるということは特に女性はできないはずなんですよ。阿佐区のほうで何回もお願いしたら、設置はしないで初会で言われたから公民館の壁を壊してトイレを外から使えるようにするという話を行政からされたというんですけど、これはどういうつもりでそういう話をされているのか。それをちょっと、考えを聞かせてください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

阿佐の総会の件はですね、まず流れからしますと総会の中で、要望事項で阿佐区にも集落内に公衆トイレが欲しいよという話がまず要望としてありました。いろいろな方法を考えないといけないですねと、必要性もわかりましたよという話をさせていただく中で、いろいろな議論をさせていただくということが1つ。それと、例えば公民館のトイレを使うという方法もありますかねという提案をさせていただいたところは事実でありますけど、やはり住民の中からも新たにトイレをつくるのは大変だ、管理も大変だから公民館の中のやつを使ったほうがいいんじゃないかという意見が多かったというのも事実でありますけど、だから今回、阿佐区の初会の中で決定には至っておりません。これから議論をして本当に必要性をもうちょっとしっかりとした形で認識させていただいて、新しくつくるのか、あるいは区民の皆さんほとんどの方は公民館にやったほうがいいのかが多かったものですから、どちらか。区長も含めてこれから議論をしていきたいと思いますところまで話は終わっておりますが、そういうところです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

阿佐区も最近古民家といいますか、そういうところを掃除して観光客を多くしようという話がありますので、観光客がこれからふえると思います。早目早目にそういうものに対応しておかないと、また周辺の住民に迷惑をかけることになっていきますので、とにかく設置するにしろ改造してやるにしろ早目に。それと公民館を使用するのであれば、公民館を使用する機能に対して、ほかの使用に関して支障がないように。あと非常にわかりやすいような表示とか、そういうこともしないと、来ましたがトイレがありません。どこに行ったらいいのか分かりません、あっちに公民館があるからと言われても、公民館も知らないわけですから、地元の方は知っていますが他所から来た人は知りませんからね。その辺に関して早目に対応してください。これは産業振興課でやるのか総務課でやるのかわかりませんが、ちゃんとやってください。あと、設置した後の問題で今、管理の問題が1つあるんですね。阿嘉島の橋の下の公園なんか、ドアも壊れているから中に入って座れませんよ、はっきり言って。そういうところの管理。他所から入って来る人たちがほとんどなので、紙も置いてなければ掃除もされていない、外観はきれいですよ。中に入ったら大変な状態ですから、そういう管理。あと、さっきもありましたタキバルなんかもそうなんだけれども、あれは多分ネズミとイタチが利用するためのトイレになっています。人間なんて入れませんね。その辺の管理も含めて、ちゃんとしてください。

あと、し尿処理の方法というのがありますけれども、今ですね阿嘉島でし尿処理するためのバキュームカーが使えないんです。座間味には1台あります。しかし、あれももう次の車検は受けないと、もうやめますと、維持管理費が出せないからやめますとということなんですよ。そうした場合、今後それに対してどう対処するのかということを知りたいんですがね。それが今大浜でもそれが無いといけないわけでしょう。空港も阿嘉の北浜もそうなんですけど、これがないとあふれて使えなくなっちゃうわけですからね。そのときに

どうするのか。あと、くみ取っているやつが処理場では処理できないということで昔、何十年も前に使ったし尿処理のためのタンクの中に入れていたわけですよ。そこから、今はそんなに大量に入らないからそうでもないですけど、前はそこから溢れ出て滝のようになっていた。ところが今は確かに少ないではあるけれども、やはり入れたときにはある程度出ていきますので、これははっきり言って非常に不衛生で、自然環境を表に出して観光政策をとっている座間味村にとっては非常にマイナスになるんですよ。阿嘉のものは道からは見えないです。座間味は番所の山から阿真まで回っていると道のそばにどんとあるわけでしょう。よく聞かれます「これは何ですか」と。「いや、自分は島の人じゃないからわかりません」としか言わないですよ。あれははっきり言って、もう大変な状況ですからね。今後こういうものについて、この施設を使わないで処理場を利用して処理をできないかどうか、いずれは、残っている中身を取り出して、あとはその施設自体を処理するぐらいの考えがあるかどうか、その辺をちょっとお答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

産業振興課のほうでは、先ほどありましたバキューム車の件について答弁したいと思いますが、御指摘のとおり今、阿嘉にあるバキューム車が使用できないということで、座間味のほうから個人業者がわざわざ阿嘉に渡ってそういうくみ取りをしているという状況にあります。また、今この座間味の業者が使用している車両も非常に古くて、いつ止まってもおかしくないという状況、それと、この業者は新たに車両の購入を考えていないという状況ですので、村もくみ取りをする施設を幾つか持っておりますので、バキューム車については村で購入をして、そういう個人業者に委託をするというふうに対応をしていきたいと思っております。バキューム車については以上で、し尿の施設については…。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

し尿処理場の件で、今の下水道では確かにできないのはあるけど、今は各市町村でそういうのはどんどん起きています。それで今、行っている那覇市あたりは実際、宮古島市なんかもやっているという情報は聞いていますが、そのバキュームカーを積んできて入れるのではなくて、どこかに施設をつくって、これは下水のほうではできなくて、環境衛生の関係の形になると思うんですよ。そこの近くにそれをためて、薄めて、何十倍と薄めて、それからこの管に接続すれば可能という話はお聞きしています。下水道のほうではなくて環境衛生の関係でこの施設をつくるのは、これから配管して処理場に入れてという話はお聞きしています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

下水道法のほうではだめだというお話ですけど、はっきり言いまして法律なんていうのは必要があれば変えられるんですよ。今は国の真ん中で決めてる法律だからノーだと言っているだけの話で、ただこういう小さい島で、では今の施設まで管を引いて下水処理に利用しますよとはできないわけですよ。はっきり言って、大浜から阿佐まで引くといったら何億円かかりますか。だから環境衛生でどうのこうの言うんですけども、法律はこっちからアタックしていけば幾らでもかえられますからね、どんどんアタックして必要性があるものはアタックしていくべきなんですよ。事情のあるところは何カ所かは絶対あると思います。下水100%ない、連結してないところもありますので、そういうところが集まって逆に上と交渉するという、横の連携もうちょっと進めたらどうですか、自分たちこの単独の村だけではなくて。上と交渉させるというぐ

らいの、そうしないと法律も変わりませんよ。特例も認められませんよ。そういうのがあったらしょうがないから新しく金をかけるよりは、これでできるようにしましょうというふうに変えられるわけですから、交渉しないとできませんよ。向こうがそう言うから、「ああ、そうですか」ではだめですから、では、これはどこまで行けばオーケーがとれるかという交渉をさせないと。これをやってください、絶対に。あと村長、これいずれは今ある施設をどうするか、村長の考えを聞かせてください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

その前に先ほどの処理の件なんですけど、ちょっと説明不足があったので補足をさせていただきたいと思います。下水道法で言うともちろん難しところがあるんですけど、考え方としてバキュームカーでくんできた物は濃度が濃いので、希釈をして汚泥層に入れれないといけないというような考え方がまず1つ。どうしてもこれは法律以前の問題で、汚泥をつくるための問題なんですけれども、それが必要だということで、例えば下水道処理施設の近くにそれを流しながら処理水を混ぜて希釈をして下水処理場のほうの汚泥層の中で処理をしていく、そういう方法ができないかということを検討しているということでもありますので、わざわざまた引っ張ってとか、そういうことではないということがまず1つ。先に修正をさせていただきたいと思います。

それから上への件に関しましても、実は今年の座間味の総会でも要望事項として出ておりました。要望事項としては初めて出てはいるんですけども、それ以前からいろいろな方々から同様な話を聞いておりました、この施設をどう処分するのかということころは悩ましいところではあるんですけど、今、金城議員がおっしゃったように、例えば今、下水処理場にどんどん運べるような環境をつくって行って、最終的には私もないほうがいいと思っておりますので、しっかりと議論しながらやっていきたいと思っております。いろいろクリアしないといけない問題点はあると思いますが、私の個人的な考え方としてはできるだけ、あちらにはああいう建物は構築させないということです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

あそこは必要でつくりましたけど、今はもうこれだけいろんな施設もふえたりしていますので、ましてや環境保全で世界から注目されているようなエコ・ツーリズムのほうもやるわけですから、そこにああいうのがありますよだったら、もうとんでもない話なので、早目に処分できるように。下水処理場と絡めた管理が、やはり環境問題になりますから、いろいろな省庁とやり取りをしながら早目に対処してください。

皆さん、お腹空いているからミーグルグルしているけど、もうちょっと待ってくださいね。

では、予算執行についてということで、一般会計予算の中で予算はついたけど使っているかとか、そういうもの、執行状況といいますか、それをちょっと聞きたいと思います。

あと、座間味阿佐線といいますか、阿佐座間味線といいますか、これの道路に関してですが、もう予算は委託金ついていますよね。もう設計に入っているのかどうか、この辺をちょっとお答え願えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

設計はこれから発注します。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

まだやっていないが、これからということ、いつからですか。これからって年度末までありますけど、いつを計画していますか。設計して実施するわけでしょう。だから、これが9月、10月、11月にやりますよでは間に合わないわけですよ、いつやるんですか、設計委託は。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

今年度は設計だけの事業になりますので、発注については9月ごろになろうかと考えています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

工事も4,500万円ぐらいついていなかったかと思ったんですがね、どこに行ったかな。改良工事請負費というのが4,500万円ありますね。その前に委託料、村道座間味阿佐線委託料。委託料って何の委託料かわからないわけですよ。多分、設計でしょうね。1,500万円。設計料のほうが大きいな。工事請負が4,500万円ありますよ、これ。ということは今年度でしょう。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

ちょっと休憩してよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これについてはですね、県との予算要求調整をしているところです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

いや、予算はある程度の話があったから予算組みしているはずなんだけど、工事実施は設計完了しない限りはできないわけですよ。だから私が言っているのは、この設計をいつ委託契約して、設計、測量もあるし、実施設計ね、工事に至るまでのことをやらないといけないわけで、これが一日、二日で終わるわけじゃないわけですから、工事をやるにしても、工事も3カ月、4カ月はかかるわけですから、その前に設計が入っていないといけないわけですよ。だからこの設計委託を、委託契約をいつやるのかと聞いているわけです。工事が遅れるのは設計が遅れたら工事は遅れますからね。大体めどとして何月ぐらいには設計の委託契約をやる予定ですか、その辺を教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

お答えします。これらについては、設計についてはできるだけ早く、上半期でできるようにしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

検討という言葉じゃなかったから許してあげましょうか。とにかく早目早目にこういうのはやっておかないと、工事にも影響してきますからね、期間の間ではできませんでしたでは通りませんから。予算も繰り越し、繰り越しばかりやらないように、年度できっちりおさめるような仕事をしてください。あと、海岸海浜清掃賃金というのが72万円組まれているんですが、これはどこでどう使っていますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

これはビーチ指定されておりまして、県のほうから指定されています。村と相談して阿真のビーチの清掃費。これはダム関係で予算を組んでいます。着手はまだしていません。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ビーチ指定は阿真ビーチだけ、あと古座間味とかニシ浜とか、そういうのはビーチ指定にはされていない。この清掃の指定という意味がわからないんですけど。清掃指定はどこからしてくるんですか。清掃の指定はどこがやるんですか。

○ 議長（中村秀克）

これで午前の部を終わります。午後は1時半から再開します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

これから午後の会議を始めます。

午前に引き続き3番 金城善昇議員の一般質問を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

15分で終わる予定ですので、てきばき回答をお願いします。3月の当初予算案の79ページ、海岸海浜清掃賃金72万円というのがありますけれども、これは海岸指定がされているという話を聞いたことがあるんですけども、この清掃費は県から出ていると思うのですが、これは海岸指定も県がやっているのですか。やられているとしたら何カ所ですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これは県が海岸指定している阿真ビーチに係る賃金です。補助事業ですが村内では指定は阿真ビーチだけです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この海岸の清掃というのはですね、やはりシーズンに入る前にやらないといけないと思うんですよ。観光シーズンも終わって11月にやりますという答えを私は聞きたくありません、いつそれは実施する予定なんでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これも県からの内示が7月に出ますので、交付決定通知した後すぐ実施したいと思います。来月の中ごろには実施できると思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

おかしな話ですね、何で3月には予算を組んでおいて7月に内示が来るというのは、おかしいんじゃないですか。この平成24年度というのは4月1日から始まっているわけですよ、これは4月1日から予算執行できるものはずなんです。そうでなければおかしな話なんですよ、これ。それをまた7月にやると、ちょうどシーズンに入ってからですよね、これ。シーズンに入る前にやるべき問題であって、シーズンが始まってから、その最中にやるものではないと私は思います。予算も4月1日から施行できるはずのものが、県の内示がまだないというのはおかしな話で、県に急いで文書をちょうだいということはこっちからやってください。また同じように産業振興課長、77ページ、工事請負費村道舗装危険箇所工事495万円とありますけど、これは3月時点ではまだ課長は前課長なんですけど、金城弘昭議員がこれに対して質問しているんですけど、集落道の整備はやりませんかという話だったんですよ。これの中に入っていますということでありましたけれども、今、確かに阿嘉島の集落道の整備事業工事をやっています。担当者に聞きましたら475万円使ったと。というわけで24万円しかないんですよ。ということは、ほかにもう1カ所、随分前から言っているのがあるんだけど、これは24万円ではできない範囲ではないので、これもやらないと。村道の危険箇所地域も24万円ではできませんけれども、あとの危険箇所はどうやって補修工事を行う予定ですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

現在、計上している495万円については既に今工事を終了しておりますので、その危険箇所の工事について、これは草刈の件もでしたか、その草刈り等の整備については今回、一括交付金を活用して外来植物の根絶事業ということで、モクマオウを倒す事業がありますけど、これは村道、林道、農道周辺のモクマオウを倒しつつ、草刈り作業をしますので、その事業で実施していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

一括交付金がオーケーになる時期がまだわかりませんよね。時期がわからないのにそういう答え方をしているのかな。多分、一括交付金は今の状況からいくと次の定例会あたりじゃないかなと私は思っているんですけど、それではちょっと、向こうを観光客が通るのに非常に危険だということに対策はできないと私は思うの

ですが、ほかから回してくる必要があるんじゃないかと思いますが、それに関連するかどうかちょっとわからないですけども、造林事業の複層林の話で708万円というのがあります。そういうものとかでやっていけないのかどうか。要するに、その複層林の工事箇所と多分近いと思うんですよ。このついでにやるというような考えでもいいのではないかなと思うんですが、これは目的外使用ということでつかれたらまずいので、これは皆さんにお任せしますけれども。それとこの複層林、造林ですね。708万円ありますけど、これはいつごろ予定をされているんですか、それと場所。どこをやるのか、これをお答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

造林につきましては座間味島で11カ所を予定しておりますが、実施に当たっては今年ないし月曜日、18日から実施いたします。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

座間味島の11カ所といたしますと阿嘉島は去年から始めているんですけど、阿嘉島・慶留間島は前から鹿対策との兼ね合いがあるから、造林を入れるようにということで私たちは随分ここで議論したはずなんですけど、今年度はまたそれがなくなっているわけですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

すみません、説明不足でした。座間味島が11カ所、それから阿嘉島が1カ所です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

2回も同じことを聞いてしまうと時間がなくなりますので、1回で答えてください。阿嘉も慶留間も鹿対策も含めて早目早目にやるようにしてください。先ほどの村道のあれは、林道の草刈り賃金から一時借用という形で回してみたらどうですか。それはそれとして、あと1つ、これは75ページかな。これは一括交付金に関係してくることはあるんですよ。委託料1,000万円あるんですけど、これも先ほどの話の中から一括交付金のあれがまだ決まっていないんですね。ここも。ということは、今の状況だと、いわゆるライフセーバー自体が、入れる予算がなくなってくるということになるわけですよ。これオーケーが出ないうちにやったら認めないという、一括交付金の方針があるみたいなので、今後どうするのか。もう目の前に来ますよ。海びらきも終わって目の前に来ているから、このライフセーバーの人たちを入れてビーチ管理をさせないといけないんだけど、これについて、ここをどうするのか。村長、答えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず一括交付金全般のお話をさせていただく前に、先ほどのライフセーバーだけではないんですけど、やはり国が認めて一括交付金の中の各種メニューの決定通知があつて初めて一括交付金として補助金が下りますよということになります。それは大前提だというのは県とかという問題じゃなくて、国がそういう決まりをつくってしまっておりますので、これは従わざるを得ない環境があります。したがって、例えばイベント、

近々やるイベントも含めて、どうしてもここにはある程度の支出をしなければいけない、あるいはゴールデンウィーク以降、ライフセーバーが既に張りついておりますので、その分は結局、一般財源で見るとしかないのであるかなというふうに考えております。そして一括交付金全体の話ですが、きのうの県知事と21世紀ビジョン実施計画についての意見交換会を南部の首長と県知事部局、知事も含めて一緒にやってきました。その中で一括交付金の状況ですが、今現在、早期着手で実はモクマオウが外来植物伐採、先ほどから出ている、あれはすぐにできる環境がやっと整ったところです。座間味村の事業としてはですね。それ以外でも県全体で400ぐらい、座間味村で残りの19近くの事業があったと思いますが、既に国のほうには書類を提出していますよということです。あと、国から詳細の、ライフセーバーも含めてそうですけど、質疑応答みたいな形でいろいろな問題点等を整理しながら今月中にはどうにかできるだけ多くの事業を採択させて、今月末には特に問題がないと思われる事業については事業を執行できるような環境を整えるような状況を今、県としてはつくっていますよという報告がございましたので、何とか7月からはライフセーバーはできるのではないかとというふうに考えておりますし、あわせてその説明会、意見交換会の前に直接、市町村会に私は赴きまして、県の担当職員と意見交換を交わさせていただいて、できるだけ早くしなければいけない事業に関しては、これとこれとこれだと。ですから、これを先にどうにか決定通知がもらえるような環境をつくるように努力していただければいいかと話もさせていただいているところでございますので、7月にはどうにか、まずライフセーバーに関してはできるような環境になるのではないかとというふうにもくろんでおります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

一括交付金でライフセーバーはちゃんとできるようにということであれば、これにこしたことはないし、早い時期にできればいいと思っております。これはまた同じ安全、海域安全事業委託の中に入っていますので、例えばラフウォーターとかありますよね。そういうものにも、このライフセーバーを出してこの金を充てるというようなこともできれば考えてもらいたい。私はこの間の臨時議会の中でも申し上げましたが、そこで企画した会社がどうなっているんだと、安全対策しない限りは補助金も出すなと私は申し上げましたけれども、ちょっとでいいですからその後、その会社との関係といたしますか、どういうことが話し合われたのか、どういうふうになったのかというのをちょっと話してもらえればと思うのですが。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

今、ライフセーバーの配置についてだと思っておりますが、実際、ラフウォーター実行委員会からそういう要望がありました。あったんですが、このラフウォーターに今配置している全ラフウォーター、配置しているライフセーバーですね。これを全部配置すると、ビーチではまた別のお客さんの対応も必要になってきますので、その辺は支障がないように配置、あるいは必要な人員ですね、それはライフセーバー側と調整してくれという事務局にはそういうお話しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確かに、これはライフセーバーというのに限られた人たちの話をしてはいるんですけど、これの名目は座間味村海域安全事業委託なんですよ。だから、例えば何かこれから後のシーカヤックとかいろいろなものがあると思うんですけど、そういうものにもやはり何かの対策が必要な場合があるわけです。そのときに使う手法

も含めた形でしないと、単なるライフセーバーだけでこれだけの金というのは、これはおかしな話なのでね。必ず地元のダイビング業者が何かイベントの手伝いをするときには、そういうものにも使えるような、こういう状況にしていけないと、ただのライフセーバーだけと答えてもらうとおおしくなりますので、その辺もすべて網羅した考えでもらいたい。まだまだ質問したいのはありますけれども、時間が大分押していますので、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

○ 議長（中村秀克）

ありがとうございました。以上で金城善昇議員の質問を終わります。

続きまして7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

それでは早速、質問に入らせていただきます。1点目、座間味村観光協会について。去った3月定例議会にて予算承認されました座間味村観光協会について、進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これまで設立に向けてのスケジュールの作成、あるいは現状等の課題、業務内容の調整については整備してきましたが、現在、準備委員会設置要綱案を作成しておりますので、これに基づいて10名の委員を案で選任しておりますので、御本人の了承をいただければ近日に第1回の座間味村観光協会設立準備委員会の開催を予定しております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

その設立準備委員会、開催日、あと委員の選任ですね。どういったメンバーが委員に選ばれるのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これは設立準備委員会設置要綱の中にもありますが、村内各種団体長の職にあるもの、あるいは学識経験者ということで、商工会の会長、それから阿嘉・慶留間・阿真の区長、それから議会議長、老人クラブ会長、座間味ダイビング協会会長、それから阿嘉・慶留間ダイビング協会会長、ホエールウォッチング会長、そしてあと教育長を予定しております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。第1回の設立準備委員会が開催されるということですが、その日程。いつごろ開催されますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これは7月に入って最初の週に予定をしております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。設置要綱はもう大体出来上がっているのですか。そうしましたら、それをぜひでき上がったら、いただけませんか。よろしくお願いします。それでは、この観光協会の設立に一番気になる、村民も非常に気にしておりますが、いつになりますか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これは10月1日、スタートをめどに準備を進めております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。10月1日ですね。それとあと職員の配置など、あと今の観光案内業務の件がありますので、職員の配置、大まかで構いませんのでどのような配置で考えていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

職員の配置については事務局長を除いて8名予定しています。今、観光案内所の職員をそのまま配置にするのか、あるいは応募して採用するのか、これは準備委員会の中で検討していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。やはり仕事がないという方々も結構多いですし、また採用があるのかどうか結構気になさっている住民、村民の方がいらっしゃいます。あと専門職員ですね、例えば外国語、英語、中国語だとか何か国語も、やはり外国人に対応しなければなりませんし、中には今後の観光ビジョンとして旅行業務主任者などの資格を持った専門職員を配置しなければいけないと思いますが、この専門職員の新規採用は考えていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

この業務を執行していく上で専門職員の配置、あるいは英語が話せる職員というのは大変必要だと思います。採用についてはですね、採用するかどうか、それも含めて準備委員会で検討していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。準備委員会の中ですべて中身を固めて詰めていくということになると思うのですが、これはやはり公の組織になりますので、法人にしなければいけないと思いますが、NPOですか、社団法人ですか、どちらが一番村にとっていいのか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

観光協会の組織のあり方については、これも検討段階なんですけれども、NPOであったり社団法人であったりということで、どちらが一番村にとっていい組織になるかということも含めて、法人になるのは間違いありませんけど、それを内部のほうで今詰めているところです。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。どちらが今後の観光ビジョンに即している法人になるのかというのは今後詰めていただいて、ぜひ10月1日の設立よろしくをお願いします。1番の質問については以上です。

次、2点目です。漂着ごみの処理について。現在、村内にはさまざまな団体がビーチクリーン、海浜の清掃を行っております。その清掃に対しまして行政は今どのような支援をしているのか、あと、この漂着ごみの処理はどのように行っているのかお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まず漂着ごみなんですけれども、海岸には投棄ごみや外国からの漂流物、あるいはペットボトル、発砲スチロール、ブイ等の大量のごみが漂着して、海岸線及び島の景観が損なわれている状況にあります。今現在、商工会初めビーチの清掃等、住民を含めてやっているところですが、それに使うごみ袋、そういうのは村のほうで準備して、それに対応しております。回収したごみは一般ごみ、いろいろ分別をして島外へ搬出し、処理を行っています。また、昨年から県と連携して漂着ごみの回収を行っております。これは県の委託を受けて、回収したごみは、この事業に係るごみは持ち帰ってもらっています。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

沖縄本島に持ち出している費用に関しては村独自で今は出してやっているということですね。わかりました。平成21年7月に海岸漂着物処理推進法というのが成立して、国・県から多少の財政支援が得られるようになってきていると思いますので、ぜひそういった補助も活用して継続的な支援をしていただきたいと思えます。あと、宝の島プロジェクトというプロジェクトが竹富町、鳩間島で始まっているんですが、それは御存じですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

大まかな内容についてはお聞きしたことがあるのですが、実際どういうものなのかはまだ、すみません、わかりません。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

恐らく今年2月ごろに県内のニュースで放送されて、非常に反響を呼んでいたんですが、これは主催が日本海難防止協会という協会が主催をしてですね、車両で移動式のいわゆる油化装置、発砲スチロールをスチレン油という燃料に変える装置を導入して、今現在、鳩間島のほうで村民がその燃料を使って、油化した

燃料を使って生活をしているという実験が今行われているんですね。来年の2013年4月以降には広域で、日本全国の離島を回って、この装置をどんどん順次広げていきたいというような考えを持っているということになっていました。実際、漂着ごみ、皆さんは海にもよく行かれますし、ビーチもごらんになっていると思いますので御存じだと思いますが、漂着ごみの割合ですね、3割が発砲スチロール、あと3割がいわゆる漁具のブイですね、プラスチック製品。あとの2割がペットボトルなんですね。写真を準備してきたので見てもらっていいですか。こういう状況です。これがもう今は、実はこの辺のすぐ手前まで海ガメが卵を産んでいるような状況です。これは島の北側の海岸です。実際にビーチクリーンを行っている方々はこんな状況で、ほとんど発砲スチロールとブイですね。ブイの数が半端じゃなくて、船に乗せられない状況なんです。わずか1時間で大体船がいっぱいです。これは1回で終わり、また次にしましょうと。今回はまた台風が来て、このごみが拡散されてしまうので、非常にごみが、発砲スチロールがスペースをとって困っているという状況です。この発砲スチロール、油化システムの話なんですけれども、実は今後1年でプラスチック製品、ポリプロピレンやポリエチレン、そういった部分も全部燃料に変えられる装置ができるということになっていきますので、そうするとほとんどが海岸の7割、8割のごみが全部油化装置でいわゆるスチレン油という油に変えられるということになるというふうになっております。そうしますと、例えばボイラーだとか発電機、そういった部分にすべて燃料として使えて、今後、運用ができていくということになると思います。この精製したスチレン油に天ぷら油を混ぜると、これがディーゼル油になるという状況になっておりますので、そうすると考え方によってはこの座間味村のグリーン・ニューディール政策につながっていくのではないかと、ビーチクリーンをしながら、だんだん楽しくなってきた、夢のような話だなというふうに皆思っております。ぜひ産業の振興にもどんどんつながっていくこと、夢のある話だと思いますので、この油化装置をぜひ全国行脚の時座間味村に呼んでみたらどうかと思うのですが、村長どうですか、この話も含めて。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御提案、ありがとうございます。クリーンエネルギーに関する話も含めて、やはり私たちの村というのは環境対策に特化した村でなければいけないと思っておりますので、ぜひ興味をわいているところでございます。ぜひ視察を、来るというよりも、まずは視察をさせていただければなということも考えておりますし、その辺の情報がありましたらまたどんどんいただいて、もしかすると一括交付金の活用等々も考えられるかもしれませんので、ぜひまたこれからもよろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。まずは情報収集等、ぜひこの装置があるところへ視察に行って、どんなものかと一緒に勉強して、議会も一緒に勉強していきたいと思っておりますので、前向きにぜひ導入の検討をよろしくお願いいたします。以上で質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

以上で宮里祐司議員の質問を終わります。

続きまして1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

それでは2点ほど一般質問をさせていただきます。去年の3月11日の東日本大震災以降、私は頻りに防災についての質問を行っております。また改めて1点目は防災について。それから2点目は進捗状況について

てということで、これは港湾の適正利用について。進捗状況についてですから、どの程度手がけているか。でお答えいただきたいと思います。

1つ目の防災について、地域防災計画の見直しと組織、拠点づくりについて。今、読み上げたついでに、去った議会で議決された本村の総合計画、この中の51ページから52ページにかけて防災・防犯の村づくりということで、うたわれています。新たな総合計画（第4次座間味村総合計画）における、「地域防災計画の見直しと拠点づくり」の項目では、災害・事故・犯罪による被害を防止するため、地域防災のかなめである消防団の組織強化を図ることにより、各地域におけるリーダー育成や非常時への対応力向上に努めます。また要援護者等のリストを作成し村民が連携した活動を行えるよう、自主組織の設置を検討していきます。と、うたわれていますが、具体的には今後いつ、どういう行動を考えているのか伺います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず地域防災計画については平成10年に策定して以来、改定していません。そして国は昨年12月に基本計画を修正しまして、県の地域防災計画も今年3月に修正版を出しております。中身については東日本大震災を受けた地震・津波対策の抜本的強化というふうになっています。具体的には今年度中に私どもも地域防災計画を改定いたします。そして、総合計画を受けました具体的な村の考え方なんですけれども、まず、村としましては御指摘のありました上位計画であります第4次総合計画で位置づけがありました自主防災組織の設置及び人材育成。そのみならず対応マニュアルの作成、地域防災計画の見直し、防災拠点施設等の整備、全世帯への個別防災無線の設置・検討を総合的に図りまして、災害に強い地域づくりを目指したいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

細々といろいろ計画とか話されてはいたけれども、防災計画は実施されて価値があるものです。計画は、淡々と進めて結構なんですけれども、私が機会あるごとにこの防災についてしゃべっているのは、去った5月21日、座間味区の初会で、座間味で自主防災組織の規約案が承認されました。まだ組織図とか、それぞれの役割とかは決まっていないので、結成には至っていないと私は認識しています。そこで、防災計画とかいろいろ行政上の手続があるかと思うのですけれども、去年の6月議会からしょっちゅう防災についてしゃべっていますが、一向に動きが見えないのです。例えば他の地域では海拔何メートルの表示とか、防災訓練等に取り組み、メディアで取り上げられ、私たちが目や耳にしています。それから皆さん、お互い出張とか旅行で都会に行くと、ホテルに入ったらドアの裏側にはその階の避難路が書かれていますね。私が言いたいのですね、自主防災組織も含めて地元の、例えば座間味区だったら座間味区で、どこが避難場所で、どういった避難路があるというのを、あのドアの裏側に表示されている避難路、誘導路だけを見てもひとつ参考になるのではないですか。それと、行政のほうで防災計画とか、いわゆるトップダウンで計画が総合計画からおりてくるまでに時間がないんですね。本当に一日でも、1秒でも早く私は着手してほしいものですから、区の自主防災組織というのを提案したんです。座間味島はまだ日常的に役場の職員がいるからいいんです。例えば台風のときには阿嘉も慶留間も職員が自宅待機しますけれども、それが地震とか津波が来た場合に阿嘉・慶留間の職員はここにいるんですよ。だれが対応しますかという話。だから阿嘉、慶留間でも自主防災組織が組織できるように。それぞれの地域で、行政が、いわゆる消防の組織から命令を下すよりも地域の人が地域で避難路を把握。それから、災害弱者がどこにいるかというのを把握して、そういったもの

を組織化に向かって指導してもらいたいのと、それと他の市町村、他の地区では自主防災組織を結成すると市町村に届け出があるんですね。こういった手続ができるようにしていただきたい。これについて総務課長。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

私も座間味区の総会に同席していました。そして自主防災組織、座間味区が組織を議論しています座間味区自主防災会の議論、大変私は評価しております。私どもの総合計画をそういう形で今のような連絡体制とか、そういうのをまた連携を密にしたいと思います。そして、これまでやった村の行動ですけど、確かに震災のこを受けまして補正なり、当初予算なりで備蓄については村民の算出からした部分については十分な備蓄をしております。あとは観光客、これについては一括交付金を活用して備蓄をしたい。いわゆる交流人口も私どもは80倍、90倍の人口がいますので、それもやりたいと思います。また幸いにも今度の補正増の中で、ちょっと事業名を忘れましたが福祉のほうですね、地域支え合い事業で、これは災害弱者です。ご指摘のありました災害弱者の地図上の情報ですとか、そういうものを県の福祉の予算を利用して、今度補正に上げております。そういう形で総合的に先ほど申し上げた災害に強い地域づくりをつくってまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

いいんですよ、行政のほうでいろいろなものを予算化してつくることは非常にいいことなんですけれども、私がさっきから言っているのは、地域の人たちが地域の事情、どこに危険物がある、どこを通ったらスムーズに避難できるとかというのは、地域の人たちがよくわかっていると思うのです。だからそれは皆さんで、災害弱者のマップは作ってください。ところが、それは役場の人たちが見てもわかりにくいと思います。そこで、例えばこれはですね、自主防災組織の組織図例なんです。そこには情報班、消火班、救出・救助班とか、これを地域の中でつくるように指導したらどうですかという話。そして、つくったら届出をしてもらって、そこから先を、助成するように。例えば研修も必要でしょう、人命救助とか。それから防犯のための講習も必要でしょう。そういったものに対して自主防災組織として助成するような形にしていくには届出が必要です。座間味の初会は終わったんですけれども、そういったもの含めて阿真の初会、阿嘉の初会、慶留間の初会と。組織化の呼びかけにいい機会じゃないですか。お考えをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、前段で御指摘のありました、きめ細やかな地域の方々ニーズを把握して、きめ細やかな災害避難ルートの作成が今度の地域防災計画の見直しの中でぜひ実現し、わかりやすいマップとか、そういう形での成果品も検討してまいります。そして今、そういう自主防災組織をつくって、それぞれのところと村が連携をし、密に防災対策、また災害に遭ったときの対策をするということは大変すばらしいことです。それでまた助成というお話もありましたが、私ども簡単には申し上げられませんが、どういう効果的な援助、支援ができるか検討してまいります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

何よりもですね。皆さんや、住民、村民の防災意識だと思うんですよ。行政がどんなに防災計画したって、備蓄したり、それからさっきのリストをつくったりよりも。住民に対する周知徹底、これが一番やるべきじゃないかなと思います。そのためには住民を巻き込んで避難路をつくる。住民を巻き込んで備蓄品を知らせる、整理しましょう。そのためには自主防災組織というのがあれば、そこに担当を置いて、備蓄担当、誘導担当とかつくれます。座間味区の総会は終わりましたが、総会が終わった後に座間味区民が皆の前で宣言しますので、きっと何かしら役割り分担を決めると思います。ところが阿嘉・慶留間、阿真の初会はまだです、その場所でぜひお願いします。村長、最後にお考えを…。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

これから来週は2つ入るわけですけど、各区の総会でも座間味の事例を紹介しつつ、こういう先進的な取り組みをしてもらえるような取り組みを行政としてもしていただけないかというような趣旨だと思いますが、もう一度、座間味区の内容を精査、精査といいますか見せていただいて、ほかの区にもそういうこと、取り組みの事例を報告させていただきながら、いわゆる自助、公助、共助ですね。その流れができるような防災に強い座間味村にしていけるような環境をつくるように努力してまいりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

自主防災組織とは、この間、座間味区の初会でも言いましたけれども、区民の命は区民が守るというふうな意識を強く持って、住民の命は住民が、自らの命は自ら守るというふうなことを基本に、自主的に防災活動を行うというのが自主防災組織です。

そこには普段から自主防災組織の活動の中で、いわゆる危険地域はないか、それから災害救助の際の道具は整っているかとか、そういったものを自主的に自ら普段から構えておくものなので、先ほどから言っている周知徹底、それは行政がどんなに騒いでも住民に周知が徹底されていないと、立ち遅れた救助活動になると思います。ぜひ、ここはいい機会ですので、これは総会前でいい機会なので、ぜひ総会の場所で村から提案をして、最後はできたところには助成を考えていますというぐらい、よろしくお願いします。この質問はこれで終わります。

次は第2点目の進捗状況について。座間味港内における放置船舶の取り扱いについては、これまで再三議会で取り上げられており、そのたびに、答弁は「速やかに対処します」と聞いております。これまでの対処について、進捗状況を伺いたい。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

お答えします。港湾の適正化利用につきましては、昨年9月定例会においても御質問がありましたが、放置船の処理については本来、所有者の自己責任において処理すべきものと考えますが、昨年10月には所有者へ対し文書による勧告を行っておりますが、改善が見られません。引き続き船舶所有者への通知、交渉等を行っていきたいと思います。特に港内に係留されている放置船については、狭い港内では漁船等の係留場所がまず確保できないと。また台風時に他の船舶に被害を与える恐れがあると。港を利用する船舶や水産振興にも支障を来していると思いますので、そういう状況である中で、ぜひ漁協にも御協力いただいて、連携して解決できればと思っております。それでも改善が見られない場合には県の管轄する港湾課の指導を仰

ぎながら、法的手段による対応も考えていく必要があると思います。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

これも議会の答弁ですから、「検討します」とか「対処を考えていきます」と、この件についてはですね、平成23年の第1回議会において隣の宮里祐司議員が、それから平成23年第3回議会において、これは9月21日、私が一般質問で取り上げております。私の場合には同じタイトルで「進捗状況について」と聞きました。答弁者はこれで3人目なんですけれども、その度ごとに答弁者がかわっておりまして、第1回目の宮里祐司議員の質問への答弁では、「港湾内に使用していない船の係船については、所有者に速やかに対処をお願いします」。次に平成23年第3回議会における答弁では「議会終了後、船主と話し合ってきます」と答えられております。重ねて何回も言いますが、船体もかなり傷んでおり、台風時の係船中に破損すれば他の船舶との接触で二次災害、さらに沈没でもしたら油類が流出し、被害はますます大きくなります。ちなみに参考までですが、泊港の漁港に漁船が揚げられているのを見たことがありますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

それは私も見たことがあります。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

あれは放置船、それから所有者不明船。あれをだれが揚げたかという行政代執行というんです。議会のたびに、答弁は船主と話し合って対処していただきますといいますが、対処できない場合に、先ほど課長は「法的手段も考えてまいります」と言いましたが、その法的手段が行政代執行。例えばこの間、漁場漁港課ですか漁港漁業課ですか、県の職員が来て、阿嘉の漁港の場合の放置船の取り扱いなんですけれども、最終的には行政代執行という形で来ていました。ちゃんとした罰則もうたわれています、最終的には罰則でいくかもしれないんですけれども、同じように県の港湾管理条例にももちろん最初は所有者と協議をする、それから勧告する、それから行政代執行まであるんですね。そこまでしろとは言いませんよ。ところが、本当に船主と話し合って、わがままはだめですよ。できなければできるだけ方法を考えて、ほかの船に被害が、二次災害が出ないように。それから油でも流出したら大変ですから、そういった被害がないようにぜひ行政代執行は最後の手段かもしれませんが、そこまで議会でやれとは言えませんが、ぜひ船主と話し合って、いずれにしても片付けるという方向で話をやって、置きたいというわがままはもう通らない話です。いずれにしても陸に揚げていたら何とかありますよね。陸に揚げていたら移動できますから。那覇に送れますから。ところが港に係留したままというのがどうも不思議でたまりません。この間も若い漁協の組合員が船を買ってきたんですけれども、係留の場所がなくて、東側のいわゆるの産業バースですか、あそこに係留したままです。ああいったのを見ると、でんと塞がっている放置船が妙なバランスで入っているので、ぜひその対処を速やかにお願ひしたいと思いますけれども、最後に村長お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

これまで何度も御指摘を受けながらなかなか前に進んでいない状況、大変申しわけなく思っておりますが、

私のほうからもしっかりとそういう環境整備できるような形を整えるように頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

課長も罰則まで答弁に出てきましたし、村長からも取り組んでいくというような答弁をいただきましたので、これで私の一般質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

以上で大城 晃議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

皆さん、こんにちは。私のほうで最後の一般質問になりますので、皆さん、もうちょっと我慢して聞いていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

私のほうから3点ほど一般質問させていただきたいというふうに思います。まず最初に、この件につきましては前回もちょっと一般質問させていただいたわけですが、阿嘉島の各ビーチにおける環境保全並びに今後の取り組みについて3点ほどお聞きしていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

まず最初にですね、これは皆さん方も御存じだと思いますけれども、今は阿嘉ビーチとよく言っているんですが、実際には真謝ビーチです。まざの浜なんですけど、最近、大雨時の土砂流出の件でもって大分大雨で砂が流されて、大分浜の形状が相当変わってきているんですよ。その流れた砂でもって大分海のほうにちょっとずつ土砂がたまっていて、相当サンゴに影響が今後出てくるんじゃないかなということ、部落住民ほとんど皆が心配しております。それから考えましたら、流域的に雨の収集面積が相当大きいものですから、ちょっと対処方法も考えながらやっていかないといけないと思うんですけども、いろいろな方法があると思うんですけども、上流側でちょっと掘り起こして、ちょっと落としをつくって、できるだけ大雨時に流速が落ちるような形の部分で、こういうような形で対処していけば大分変わっていくんじゃないかなという方法、いろいろな方法があると思うんですけども、これは特に真謝ビーチにおきましては学校の子供さん方にサンゴの植え付け、学校の教育、研究、そして臨海研究所の研修場所でもありまして、サンゴの産卵、結構重要な場所です。その辺も、そういうサンゴの保全に関しましても、ぜひ重点的に考えて守っていただければなというふうに思っていて、それで一応私のほうからその方法を、土砂軽減の方法をぜひ考えていただいて提案したいなと思いますけれども、その点、課長は現場もちょっと見たと思いますけれども、よく御存じだと思いますので、その点いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

大雨時に土砂の流出がある真謝の海岸については、去った5月の大雨後に現場を確認しましたが、上流から激しい流れでビーチの砂が大きくえぐられて海へ流出し、自然環境にも影響を及ぼしている状況でありま

す。そのため、早急に調査し整備するよう当該海浜を管理しています南部農林土木事務所に要望していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。確かにいろいろな方法があると思います。これは専門職等も一緒に交えて、どういう対処をしていくか、その辺も考える必要があると思いますけれども、確かに今、課長がおっしゃったように単独事業で予算を取ってやるというのもちょっと難しいのではないかなというふうに私も思います。その辺は県の事業として県のほうに足を運んでいただいて、県とも調整しながらやっていく必要も、今、課長のほうからありましたけれども、その点ぜひ重要な箇所でございますので、観光客も相当このビーチでは楽しく、サンゴも結構ありますので、すごく重要な箇所でございますので、真剣に考えていただいて、この真謝の浜を守っていただければと思います。よろしくをお願いします。

2点目に、各ビーチにおけるマナー看板の設置についてお伺いしたんですが、この点につきましてもちょうど平成24年の12月定例会におきまして、私のほうからこの件につきまして一般質問させていただいたわけですが、皆も御存じのとおり阿嘉島には4カ所ビーチがあります。ニシ浜ビーチ、そして真謝ビーチ、阿嘉ビーチですね。ヒズシビーチ、後原ビーチの4カ所があるんですが、天候、風を見ながら東風の時にはクシバルビーチとかヒズシビーチ、そして西風の場合は阿嘉ビーチ、ニシ浜ビーチ、そういう形で風向きも考えながら民宿の方々も観光客の案内をしながら、そういうふうに泳がせて、観光客を楽しませていただいているんですけれども、そのときの質問に対しまして、その当時の担当課長は、「各ビーチにおいて、どうしてもマナー看板、案内看板、そしてそういう看板がどうしても必要ですから、ぜひお願いします」ということで頼みましたら、「これは重要なことですから、ぜひ真剣に考えて設置していきます」ということで、その当時の担当課長からは答弁をいただいております。そして「4カ所一遍にやるということはなかなか難しいかもしれないけれども、重要性、重点的なものを考えて、その場所から一つ一つ設置していきたい」ということでの答弁をいただいたわけですが、この1年ちょっと私が回った限り、4カ所ともどこにも看板が設置されていません。何の看板もありません。案内看板もないです。そういう状態で観光客が来て、常連客というのはもう大体わかると思いますが、日帰りのお客さん、そういう方々にはそういう海のサンゴに対する、どれぐらいの知識があるかどうか。ただ来て海で泳いで、ちりを捨てて帰ると。たまには海の貝類とかそういうものをとることもあるかもしれない、その点から考えましても、ぜひこういう看板は設置する必要があると思いますけれども、その後、前課長のほうからもそういう相談があつての調整もされているのかどうか、その辺をお聞きしたいのですが、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

ビーチの看板については、私も指定ビーチ3カ所を回ってみたんですが、今おっしゃるように以前に書かれていた文字がみんな消えたり、あるいはビニールシートの上に書かれたものが幾つかあって、これもみんな破れた状態で、今は全く表示がされていない。どこにいてもされていない状況ですので、これについてあわせて、ぜひ整備したいと思います。それとビーチのマナーや遵守事項の看板設置は水難事故の未然防止、また環境保全、周知を図る上から大変必要だと今、考えております。特に指定ビーチには利用者が安全・安心して海水浴ができるよう、現在ライフセーバーを配置しておりますので、連携して遊泳マナー等の周知徹底また放送等による周知を図っているところですが、今年度からライフセーバーに関する予算が一括交付金

化しましたので、監視期間の延長、あるいは水上バイク等を活用した監視の高度化に加え、利用者のマナー向上についても計画の内容に追加していきたいと考えております。それから、先ほどありました指定ビーチ以外の看板についてなんですけれども、これはできるだけライフセーバーを配置しているビーチで遊泳をしてくれと、そういう案内と、それからサンゴの保全ですね。それと潮流が速いので注意をしてくださいとか、そういう看板は先ほどおっしゃった4カ所には設置しようと思っております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。ニシ浜ビーチとヒズシビーチと、そして後原ビーチには何年か前まではちゃんと注意看板があったんですよ。もちろん金がかかった看板ではないんですけども、この地域では海の物、そしてまた島内からの植物持ち出し等、そういうものもすべて書いてある看板がありました。だけれども、もう何年ですかね、大分長い間、看板が全くありません。その点も含めまして、ぜひ4カ所に。課長から今、答弁がありましたけれども、4カ所についてはマナー看板、注意看板、そして協力看板、それをぜひ設置していただきたいと思います。この点、具体的に。予算化しないといけないので出すと思いますけれども、もう5月のゴールデンウィークも終わります、来月からは7月、夏休みに入りますけれども、7月、8月、9月、約10月の前半までは大分お客さんもどんどん入ってくると思いますけれども、その点、急いでやっていただきたいんですが、前回もぜひ夏場までには完璧にやってくれということでオーケーをもらったんですが、されていないものがあるものですから、また1年延ばされるのかなと思って、そんなことを考えているんですが、その点いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

おっしゃるとおり、もうシーズンに入ります。それで予算についてはですね、これは観光予算関連から流用でもして対応したいと思います。現在ある看板、字が見えない看板についてもあわせて整備していこうと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。ぜひ、よろしく申し上げます。本村は皆さん方御存じのとおり、海を中心にして各イベントを行いながら観光客を呼びながら各民宿、それでもって結構、生活の糧にしていますので、その点から観光収入、いろいろ観光客の集客にも大分影響が出てくると思いますので、その点ひとつ頑張ってください、よろしくお願ひしたいと思います。この件につきましては以上です。

あともう1点、遊泳区域のサンゴ保全と管理のあり方について、ちょっとお伺ひしたいと思いますが、この件につきましても前回、一般質問の中で質問させていただいたわけなんですけれども、再度お伺ひしたいと思うんですが、ニシ浜ビーチの遊泳区域がありますよね。ブイが打たれている。みるみるうちにちよとずつ小さくなった感がありますが、その辺は多分ライフセーバーがその都度、その都度ブイを入れていきますから、この範囲が毎年毎年違うものは仕方ないかと思うのですが、長年にわたりまして同じ場所ですつと遊泳をしているものですから、やはり人的被害、損失に対してサンゴを踏んだりとか、結構どんどんサンゴもなくなっていつている状態であります。これは私だけの意見ではなくて、お客さん、そして関連関係者、そしてまた常連客は毎年来るものですから、毎年意見を聞くんですけども、やはり徐々に徐々に悪くなっている

よと、そして魚は確かにそんなに大きな変わりはないけれども、サンゴとしてはどんどん減っていつていると。そのかわり、ちょっと奥のほうに行けば、まだまだサンゴは残っていると。奥に行けばいくほどダイビングポイントが3カ所か4カ所あるものですから、この辺、危険度が増すわけですね。その点はライフセーバーとしてもちょっと気になるというふうな話も聞くものですから、その点から考えましてもサンゴ保全の意味でも場所的なものを、私ら素人でよくわからないんですけれども、3年か5年ぐらいの時期を考えながら、ちょっとずつ移動しながらサンゴの保全も考えていく必要もあるんじゃないかなと、あらゆる考えがあると思います。この辺、私ら素人にはわかりませんので、その点を阿嘉島では臨海研究所がありますので、その辺、専門職の方々とちょっと相談しながら、行政側も中心になりながら、この辺も真剣に考えていただきたいということでの質問をさせていただいたんですが、これも前課長は早急に調整して皆さん方と、皆と一緒に話し合いながら調整しながら、できるものなのかできないものなのか、その辺も調整しながらやっていきたいということでの答弁があったんですが、全くそういう話も全然聞かなくていいんですが、その点はいかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

ニシ浜ビーチは遠浅で、かつ波打ち際まで広大なサンゴが群生していることから、一部の観光客、あるいは遊泳技術が未熟な方がサンゴ礁に足をつけてしまい、サンゴ礁が損傷している状況が見受けられます。村としては観光客の増大に伴いサンゴ礁の損傷が広がらないか大変懸念している状況であります。そのため、先ほども申しましたけれどもマナーの看板等に、合せてその周知徹底やライフジャケットを着用した遊泳の重要性を訴えて、普及啓発を図り未然防止に努めてまいりたいと思います。サンゴ礁が著しく損なわれることが予想される箇所については、一部遊泳禁止区域を設定することも含めてサンゴの保護と保全に全力を挙げていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

よろしくお願ひします。ニシ浜ビーチは長年にわたってインターネットとかいろいろ調べてみても、大分有名な場所ですので、そういうビーチがあることによって本当に阿嘉島、慶留間島、特に座間味村全体ですけども、大分それがあることによって観光客、観光収入を得ていますので、本当に生活の上でもこういうビーチの管理、そしてサンゴ保全、環境保全に対しては重要なことですので、その辺、ただ検討する、検討するではなくて、本当に実際に実行に移して取り組んでいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。また、特にライフセーバーの予算も今まで200万円から300万円、300万円から500万円、500万円から1,000万円ということで、どんどんふえていつているので、これも中身の方法も変わっていかないとおかしいのではないかなと。ライフセーバーもこれだけ1,000万円予算を組んでやっているわけですから、その辺もライフセーバーにもこういう協力も仰ぎながら、サンゴ保全のためにも安全管理だけではなくて、ビーチ管理、安全管理、保全管理、その辺の協力をいただひいて、促すことによって仰いで、ぜひ協力しながらやっていただひければいいなと私は思ひますので、ひとつ行政側が中心になって、ひとつよろしく呼びかけのほうをお願ひします。1番に関しては以上でございます。

2番目に、上下水道事業と敷設管理についてお伺ひしていききたいと思ひます。まず、本村の簡易水道についてお伺ひしていききたいと思ひます。この件につきましてちょっと追及質問ですかね、再度質問になるのですが、簡易水道について前回もお伺ひしたんですが、水道水の水質の件に関しましては大分いろいろ前回

の一般質問でいろいろ説明していただきましたので、この水質の件で1カ所だけちょっと気になることがあったものですから、前回、慶留間の集落とそして学校の水質の件で、その当時は課長が教育課長ですので、また同じ質問になるんですけれども、塩素の濃度が慶留間島に行くまでにはある程度これが下回っていてまあして、学校の水質そして部落内でもちょっと水質が悪いと。そのために、それを確保するためには残留塩素の維持装置、そういうものがあるのでそういうものを設置しながら対処していこうかなということでの答弁がありました。いろいろ今でも聞いてみますと、いまだにちょっとこの現状が変わっている状況ではありません。全く一緒でございます。多分、今でも学校でも全くその話はなくて前回と同じ話をされたと思います。慶留間の部落の方々に聞いても、そんなに大きな変わりはないと。だから、その対処方法として、本当にこれがどうしても必要であれば、阿嘉、座間味と同じような形のもので、慶留間でも同じ水質の中で飲めるようにしていくためには、やはり真剣に考えて対処しないといけない部分があると思います。前回の答弁で、もちろん水質基準に対してはクリアしていますと。問題ないですという形での答弁がありましたけれども、確かに基準的には問題ないとは思いますが。ただ、要するに普通に自由に、ある程度飲めるか飲めないか、そして健康に害しないのか、これから後、本当にそれでいいものなのかちょっと気になったものですから、この点、1点だけちょっとお伺いしたいのですが、いかがですか、課長。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

その件に関しては前回も質問がありまして、先ほどあったとおりでお答えしたのですけれども、実際、その後、この装置が実際にやろうとしたら壊れてしまってですね、使用不能で、やるとすれば予算化しないといけないという話も出てきて、その後、入れたほうがいいのかどうかの事案の件に対しては現在に至って今はやっていない状況であります。この件に対して実際、水質検査には問題ないという答弁をしました。学校側からはまだちゃんとした回答というんですか、言い訳になると思いますけど、もらっていませんけど、もし議会が終わった後に再度、担当のほうに申し出て、どうにか対応できないかどうか、より住民が安心して飲める水にしたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

今、課長からの答弁がありましたけれども、前回の質問から大分時間もたちました、それがまた来年、再来年、同じような質問をしても変わっていなければ全く何の意味もなしませんので、水道水の水質に関しましてはすごく重要なことですので、この点も残留塩素維持装置をつけたほうがいいのか、本当につけなくても別に問題ないのか、それでいいのか。別に問題なければ金をかけてやる必要はないですから、でも、地域住民から言わせれば、やはりその辺は安心して飲んだほうがいいですので、その辺はちゃんと安心して生活ができるような形で、ぜひ真剣にこの辺も考えていただいて、もちろん金がかかることですので、金をかけないと確かにできないことですが、地域住民の生活のためですので、これは一生使う水ですので、しっかりこういう管理的なものも十分考えていただいて対処していただきたいと思いますので、ぜひ課長、よろしく願います。この件につきましては以上です。

あと、水道施設の管理のあり方について、ちょっとお伺いしたいんですが、これは阿嘉島の件なんですが、阿嘉島の浄水場内、これにつきまして前回もきれいに片づけするよというということで、課長はしっかり言ったんですが、浄水場内の片付けは私が確認してみた以上、清掃されていません。ちょっとは清掃していると思いますが、前のほう、入り口のほうのパイプ殻とかバンギ、古くなったバンギ、その辺がきれいに片づけ

られていません。全く前回と変わりません。その点、台風とかその辺が出てきた場合にはどうしてもやはり何か飛ばされていろいろ設備に対しての破損などがあつた場合には大変なことになりますので、この間の臨時議会でですか、浄水場の予算が組まれていましたけれども、修理ということで。そういうことがないような形の部分でやっていただきたいと思ひまして、私は再度こういうふう強く言っているわけですが、そして浄水場内はモクマオウとかそういうのがどんどんふえてきています。生えてきています。ちょうど1メートル、1.5メートルのモクマオウがたくさん生えてきています。ちょっと私が現場を回つてみたんですが、配水タンクの上のほう、配水タンクと言いますと全部浄水した水をこのタンクに入れて、このタンクから直接、阿嘉・慶留間の部落に、家庭に流れるタンクです。その周りの周辺、草を刈つてそのまま場内に捨てられています。そして後ろのほうの草刈りもされていません。そしてバルブも5カ所ぐらいあるんですが、このバルブのふたも全部開いていました。この辺、管理的な問題があると思ひますが、このバルブを全部開けている理由は何かあるのですか、課長。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

前回もそういうふうを受けて、早速清掃するというふうに答弁をしましたがけれども、今回、これまでできなかった点、大変申しわけないと思ひています。補正で今回、工事費で上げていますので、その日に皆で工事が終わった後にモクマオウ等の伐採、いろいろ職員も合せてやるということで担当とは相談しております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

場内に関しましてはですね課長、そんなに金をかけて予算を組んでまでもやる必要はないのではないかなと私は個人的に思ひます。1日あれば、前にも言ひましたけれども、もしそういう人手が足りなければ、自分の島のことですから、その辺は一緒にノコと鎌を持って一緒にボランティアでやりますよという形の部分で加勢しますので、簡単に自分たちでできることですので、予算をかけてまでもやる必要もないと思ひます。掃除ぐらい自分たちでやりましょう。これはやる気の問題だと思ひますので、何かあつたときには大変ですので、その辺は協力してやっていきたいと思ひますので、ぜひ真剣に考えて取り組んでいただきたいと思ひますので、ひとつよろしくお願ひします。

あと、もう1点。浄水場の施設の管理に対してですけれども、フェンスの設置なんですけれども、阿嘉の浄水場というのはのり面があつてすぐ建物があります。そして、ここはフェンスがないわけですね。壁のほうにそのまま電気系統の配管、配線が全部壁側に設置されているわけです。これは重要な電気配線です。そういうものがありますので、その前のほうがフェンスが全然何もないんです。全くないんですよ。入り口のほうです。フェンスがないものですから、もし万が一何かあつた場合には大変ですので、今後フェンスで囲んで、場内は全部やはり大事なところですから、フェンスで囲む必要もあるのではないかなと、こういう施設に関してはすべて重要な箇所ですのでフェンスというものはある程度やはり条件づけられているものがあると思ひますけれども、すごく気になるものですから、だれかがいたずらしてパカマカシタラ、方言ですけども、ちょっと大変な、あの配線を切れれば、直すのにとんでもないことになりますので、その点、ぜひ確認していただいてフェンス設置を、これは早急にやらないといけなないのではないかなと、感じとしてですね、私は思ひますけれども、課長、その辺気づいていましたか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの管理の件についてお答えいたします。現場を何度か見てはいますけれども、そこら辺まで気がつかなくて申しわけないです。本当にありがとうございました。早速、終わった後に、今は慶留間から撤去したそういう網というのですか、そういうのがありますので、そういったのができないか担当と相談しながら実施したいと思っています。どうも御丁寧にありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

ぜひですね、確かに今、余りのフェンスがあるということですので、ちょうど10メートルぐらいでは完璧に囲めると思っていますので、そんなに金がかかるものでもないと思います。多分半日あれば十分だと思いますので、その辺も重要な箇所ですので、ぜひ、ひとつよろしくお願ひしたいと思っています。

もう1点です、原水タンクのピンホールがあってさびがありますということで前回に一度質問させていただいたんですけども、さび処理は大分されているんですけども、これは課長、自分たちでされたのか、それとも業者がやったのですか。大分修理されているんですけども、その辺はわかりますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

そこら辺はちょっと自分たちではやっていないかもわかりません。まだちょっとはっきりはわかりませんので答弁しにくいのですが、お聞きした後でまた答えたいと思います。申しわけないです。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。ちょっと私が確認した結果、たくさんあった箇所がペンキ塗られて、ちゃんと補修されていたものですから、担当のほう頑張ってもらったのかなというふうに思ったものですから、この2点だけ、その後、ちょっと大きくさびがあって、1メートルぐらい赤さびしていたものがあったものですから、これもちょっと気になったものですから、それも聞きながらと思って今聞いたんですけども、これはちょっと高いですので、ちょっと危険もあると思いますけれどもその辺、金をかけないような形で、ぜひこの辺も、たまには回って管理していただきたいと思っています。水道に対しては以上なんですが、水道事業もこれからは広域化されて、どんどん変わっていくと思いますけれども、座間味のほうでも海水淡水化、建物の工事も終わって、あとは中の設備関係のセッティングだけだと思いますけれども、その点、水道事業に関しての中の設備関係、そしてこういう管理関係をしっかりやっていただければいいなというふうに思います。水道に関しては以上です。

あと、下水道事業に関してお伺いしたいと思うのですが、下水道の接続率についてちょっとお伺いしたいと思っています。平成23年度の3月現在では、そのときの報告では接続率は座間味のほうが71.5%、阿嘉島のほうが74.1%、そして慶留間島のほうが80%ということで報告があったのですが、その後、下水道接続率のパーセント率はアップしたのか、その辺いかがですか、課長。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの質問にお答えします。平成23年度の接続率、座間味のほうが90.6%、これは3部落合せ

てです。人口が573名に対して519の接続率というふうになっています。阿嘉のほうが平成23年度は265名に対して水洗が245ということで92.5%。慶留間のほうが60名に対して51名と、去年より下がっておりまして85.0というふうになっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

今、課長のほうから説明があったのですが、この下水道接続率に対しては人口の割合とか、そういうものではなくて前回も同じようなことを聞いたのですが、何軒あって何軒が下水道につながっている、それにつながりが必要なのか、それでもって世帯数でもって率というのは出てくると思いますので、その点、前回もパーセンテージに違いがありますよと、その計算方法は違いますよということでの指摘をしたのですが、今のところは90%とか、これはそういう数字ではないのではないのかなと思います。前回、座間味のほうは71.5%、そして阿嘉が、再度申し上げますけれども74.1%が阿嘉、慶留間が80%に対して、何世帯に対して何軒つないでこのパーセンテージが出ていますと、そしてこの1年たつことによって何軒の接続、この1年間で何軒が下水道に接続しましたと、10軒ふえたためにパーセンテージがふえていますと、そういう形の部分で具体的な数字が出れば、皆もわかりやすいのですけれども、そういう方法の中で、こういうふうに答弁していただいたほうが皆もわかりやすいと思いますので、これからはそういうふうに出したほうがまた役場、行政側としても管理しやすい部分があると思います。そうしたら阿嘉・慶留間は何軒残っていると、座間味島は何軒残っている、慶留間島は何軒残っている、それに対して役場側はこういう貸付制度もあるから、足を運んで積極的に接続していくと、接続の宣伝をしていくと。それでもって税収もアップすることになりますので、その点はちょっと具体的にこの中身まで突っ込んで、真剣に考えて下水道事業にも取り組んでいただければというふうに思います。まだまだつないでいない箇所が結構あります、現状。その辺は、ただアップするアップするだけではなくて、実際に足を運んで、こういう事業もありますよと、こういう貸付制度もありますから、金額的にも大変かもしれないけれども、ぜひこうしていろいろアドバイスしますのでお願いしますということでやっていかないとですね、なかなか…、つないでいる人は早目につないでいます。あと今、この数字からは全国的に見てそうですけど、この数字からはなかなか上がっていかないんですよ。あとの20%ぐらい、この辺を努力していかないと100%は絶対になりませんから。特に座間味村の下水道料金、今、大体計算しますと水道料金に対する大体80%ぐらいの計算がされているのではないですかね。例えば水道料金が1万円だったら下水道料金が8,000円ぐらいついているんじゃないですかね。すごく大きいです。どこでもみんな住民は「下水道料金の高サヌヒャー、クレー、チャーガラナラニ」ということでのそういう意見がたくさんあります。今現状の中で下水道料金を下げてくださいというのは大変だと思いますので、そういうことまでは言いませんので、将来的にこういうのもある程度、周りの市町村とくらべながら、各市町村と比べながら、ある程度の部分に関してはその辺は下げていく方法を考えるのも行政側の努力ではないかなと。それは地域住民もすごく助かります。特に年金暮らししているオジー、オーバーたちは相当助かりますので、その点まで真剣に考えてやっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

あと、阿嘉の下水処理場に関してお伺いしたいのですが、ちょっとこれも管理なんですけど、処理場の入り口のほうがフェンスが全く全部なくなって、前はきれいに設置してあったんですが全くないんですけれども、今はだれでも自由に入れるような形で鹿でも何でも自由に入って、結構、鹿がたくさん歩いて、鹿のふんがたくさん入っていたんですけれども、フェンスが入り口のほうはないんですよ。これは何か台風で壊れたとか何かあるんですか。その点、課長いかがですか。確認したことはありますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

現場は確認しております、先ほど答弁した水道の施設の管理の注意のものと一緒に今、阿嘉のほうにちょっとした慶留間から、空港からですが壊してやったフェンスがありますので、あれでちょっと囲めるなということで職員、担当に話はしております。ですから水道工事、ああいうときに機械なんかがあると思うんですけど、そのときに一緒にやろうかなという考えであります。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

余りちょっとよく聞こえなかったんですが、昨年の何月かまではきれいなフェンスがありましたよね。いろいろ回ってみますと急に草刈りはされているんだけどフェンスが全くなくて、それに門扉なんかも要らない状態で、どんどん出入りして鹿も結構入って、鹿のふんがたくさんあったものですから、それではやはりこういう場内の管理ができないなど。側溝もまだ結構埋まっている部分がありまして、きれいに完璧に掃除がされていないものですから気になって、また再度聞いたんですけれども、その点もまた担当は毎日回っているんですかね、一週間に1回ですかね、担当も阿嘉・慶留間を行き交いしていますよね、その点も指示していただいて見るだけでも、どういうふうになっているか、そういうのも課長が忙しければそういう担当とも話し合って設置する必要があると思います。すべて管理場ですから、重要な箇所ですのでその点もひとつよろしくをお願いします。今回のこの予算の中にも座間味村浄水場もこれは専決処分ですか、それで処理場のあれも入っているんですけれども、この点につきましても多分前から、これは汚泥処理器ですか、の故障ということで入っていたんですけれども、この辺も前からいろいろ故障故障の何か前ふりがあったと思います。その点はすごいこういう処理施設に関しては重点箇所ですので、この辺も真剣に考えて予算を早目に組んで、何かあったらすべて生活がストップしますので、トイレも入れなくなります。重点的なものがありますので前もってその辺は計算しておいて予算も組んで、すぐ実行に移すという部分でやっていただきたいと思います。故障してから慌ててこういう専決処分でやるというのも、これはちょっと間違いではないかなと。じゃあこれが通らなかつたら、否決したらどうなりますか、予算つきませんよ。そしたら工事は入れないといけない、業者は呼ばないといけなくなった場合には、入れるのが大変です。その辺はいろいろなものが出てくると思いますので、ちゃんとその辺を管理している方にしっかり指導していただいて頑張るって、行政側のほうも頑張るって管理をしていただきたいと思います。上下水道に関する質問は以上です。

あと、3番目に固定資産税についてお伺いしたいと思います。これは本村の一般質問通告書には本村の固定資産税の算定方法と徴収のあり方についてと書いてありますが、何でこの件に関してそこを質問しようかなと思ったかといいますと、世代交代で今までは全然こういう固定資産税とかそういうものに興味がなかったのですが、親が全部支払していたものですから、全く考えていなかったんですが、世代交代でどんどん自分が金を払わないといけないことになって調べてみたら、アギジャビヨーという金額がわかりまして、この固定資産税というのは税収の中でも一番大きい税額になります。それを自分の家のものとか、ほかの物を調べてみますと、結構かなりの額でありまして、これを調べてみますと年に4回ですか、1期から4期までに分けられて支払、徴収の仕方があるんですけれども、たくさん聞こうと思ったんですが私もちょっと調べてみますと、だんだん調べるうちにある程度わかってきましたのでつつこんで聞かないんですけれども、ただ1点、2点だけちょっと教えていただきたいのですが、この固定資産税の計算に対しては、これはもうあくまでも各市町村どこでも一緒だと思うんですけれども、算定方法は固定資産税の評価基準額というの計算方

法の表がありますので、それにのっかってやっているとは思いますが、これは間違いないと思うんです。一言勉強のために、参考のために聞きたいのですが、座間味村の調定額というんですか、固定資産税、その辺全体で土地建物、何軒ぐらいの徴収数、件数があって、実際にどれぐらい徴収されているのか、それだけまた集金率が幾らなのか、取りきれないところの滞納がどれぐらいなのか、ちょっと参考程度に聞きたいのですが、もしわかりましたらお願いします。わからなかったら別に構いません。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、先ほどいろいろ関心を持っていただいたということで大変助かります。まずですね、イントロとして今年評価替えですが、意外と下がっていないという質問がよく寄せられます。建物については当然、経年劣化しますから、評価は下がるべきですが、土地については取引事例があって、若干高くなるというケースがあって、土地をお持ちの方が建物が下がるよりも土地の価格が高くなったがために去年より高いというのがあります。これはイントロでいろいろなご不満が窓口にも当然来ますので、そういう形になっています。そして、今データ的なものを申し上げますと、まず固定資産税、調定額4,900万円に対して今年の徴収が3,200万円程度ですから、64.7%が徴収率です。これが昨年度の71.7%に比べてかなり落ちています。やはり我が村は第三次産業で、景気で左右される部分があるので、その辺が影響しているかなと思っています。そして繰り越し、繰り越しというのか延滞ですね。延滞についてはですね、今トータルで延滞繰り越しが1,341万4,000円。平成23年度当初予算でありまして、ちょっとこれをどう回収したかは、すぐにはデータを持ち得ていませんが、1,300万円があって、300万円ぐらいはこの延滞額を取ったが、平成23年度でまた新規に延滞しているという部分があるので、1,300万円程度はそのうち延滞であるという状況です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

ありがとうございました。今、総務課長のほうから説明があったように確かに土地と建物に対して、この評価額は3年に1回のことですよ。今説明があったように、建物はどんどん古くなっていても、土地価格の評価額が上がっていけばまた上がると。これは阿嘉・慶留間、座間味でもちょっと違いますので、土地価格の評価額というのは違いますよね。その辺の部分で、何で去年はこれだけだったのに、また今年は上がる。2,000円変わっている、また下がる。こういうものは地域住民はわからないものですから、それも確かに意味はわかっていましたけれども、私も勉強することによってちょっと意味のすべてがわかってきました。それで参考程度に聞いたのですが、今、調定額が座間味村が4,900万円ということで、3,200万円徴収したら64.7%の収入額がありますということで、滞納額が1,300万円ということに関しては、この滞納額も徴収するのも大変だとは思いますが。現状もちょっとずつ個人的にわかるのはわかるんですけども、ただ、どんどん決まった額で収入が入ってくる人だったらいいんですけども、私らみたいにいろいろこういう観光産業をしている人はお客さんがたくさん入るときもあるし、下がるときもありますし、4期で例えばの話、50万円だったら、これを4期で分けるといったって支払日になると大変なんですよ。この固定資産税プラス、そしてまた何か壊れて何かの設備がプラスされて、なかなか払いカンテーターするものですから、その辺はまた支払方法とか、そういうものも4期じゃなくて相談に乗りながらやっているとは思いますが、その点もまたぜひこの滞納額に全額徴収できるように、ぜひ頑張ってください。以上で固定資産税についての質問を終わりたいと思います。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

これで金城弘昭議員の一般質問を終わります。

日程第6．議案第28号 専決処分の承認について。平成24年度座間味村一般会計補正予算（第2号）についてから議案第34号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では議案の説明をさせていただきます。

議案第28号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成24年度座間味村一般会計補正予算（第2号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成24年5月25日
- 4 専決処分の理由 下水道事業特別会計において、座間味村浄化センター汚泥脱水処理機の故障により、早急な取替え工事が必要となった。そのため、一般会計から特別会計へ繰入する補正予算を提案する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分した。

平成24年6月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

平成24年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

下水道事業会計において、座間味浄化センター汚泥脱水処理機の自動制御装置の故障により汚泥脱水機が停止し、早急な取替え工事が必要となった。汚泥貯水容量の関係から早急に対応しなければ、適正な下水処理が困難となるため、一般会計から特別会計へ繰入する補正予算を提案する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により一般会計の補正予算を専決処分する。

平成24年5月25日

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村一般会計補正予算（第2号）

平成24年度座間味村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入総額それぞれ4,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,493,781千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年6月13日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16 繰入金		40,202	4,055	44,257
	2 基金繰入金	40,201	4,055	44,256
歳入合計		1,489,726	4,055	1,493,781

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
8 土木費		160,780	4,055	164,835
	5 下水道費	37,212	4,055	41,267
歳出合計		1,489,726	4,055	1,493,781

議案第29号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり

3 専決処分した日 平成24年5月25日

4 専決処分の理由 下水道事業特別会計において、座間味村浄化センター汚泥脱水処理機の故障により、早急な取替え工事が必要となった。そのため、工事に係る補正予算を提案する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分した。

平成24年6月13日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

下水道事業特別会計において、座間味浄化センター汚泥脱水処理機の自動制御装置の故障により汚泥脱水機が停止し、早急な取替え工事が必要となった。汚泥貯水容量の関係から早急に対応しなければ、適正な下水処理が困難となるため、一般会計から特別会計へ繰入する補正予算を提案する必要があったが、議会を召集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により下水道会計の補正予算を専決処分する。

平成24年5月25日

座間味村長 宮里 哲

平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度座間味村の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,077千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年6月13日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		37,212	4,055	41,267
	1 繰入金	37,212	4,055	41,267
歳入合計		46,022	4,055	50,077

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		11,943	4,055	15,998
	1 下水道事業費	11,943	4,055	15,998
歳出合計		46,022	4,055	50,077

議案第30号

座間味村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和54年座間味村条例第8号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年6月13日

座間味村長 宮里 哲

提案理由

住民基本台帳法が改正され、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となることから、本条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

座間味村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

座間味村印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和54年座間味村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（登録の資格）

第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本村の住民基本台帳に記録されているものは、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。ただし、満15歳未満の者及び成年被後見人は、印鑑の登録を受けることができない。

第4条第2項第1号中「許可証若しくは身分証明書又は外国人登録証明書」を「許可証又は身分証明書、特別永住者証明書若しくは在留カード」に改める。

第5条第1号中「又は外国人登録原票」を削る。

第7条第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 国籍

第13号第1項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 住民票が消除されたとき。

(4) 後見開始の審判を受けたとき。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

議案第31号

座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

座間味村手数料徴収条例（平成12年座間味村条例第13号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年6月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

住民基本台帳法が改正され、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となることから、本条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例

座間味村手数料徴収条例（平成12年座間味村条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第28号を削り、第29号を第28号とし、第30号から第33号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

議案第32号

座間味村暴力団排除条例の一部を改正する条例について

座間味村暴力団排除条例（平成23年座間味村条例第5号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年6月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

本村の公共工事等の下請負業者等についても暴力団等を排除するため、本条例を改正する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

座間味村暴力団排除条例の一部を改正する条例

座間味村暴力団排除条例（平成23年座間味村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のとおり改める。

（事務及び事業における措置）

第6条 村は、公共工事その他の村の事務又は事業（以下「公共工事等」という。）が、暴力団員による不当な行為を助長することとならないよう、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事等に参加させないものとする。

2 前項の規定は、村が行う公共工事等の下請負についても同様とする。

3 村は、前2項の規定にかかわらず、現に公共工事等に参加していることが明らかになった場合は、これを排除する等必要な措置を講ずるものとする。

4 事業者は、その行う事業に関する契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める場合には、当該事業に関する契約の相手方、代理又は媒介する者その他の関係者が暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者でないことを確認するよう努めるものとする。

5 事業者は、その行う事業に関する契約を書面により締結する場合において、当該事業に関する契約の相手方、代理又は媒介する者その他の関係者が暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者と判明したときは、当該事業の契約を解除する旨の特約を契約書その他の書面により取り交わすよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第33号

平成24年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年6月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村一般会計補正予算（第3号）

平成24年度座間味村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,168千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,515,949千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年6月13日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		69,960	11,021	80,972
	2 国庫補助金	52,655	11,021	63,667
13 県支出金		325,008	5,623	330,631
	2 県補助金	285,008	4,991	289,999
	3 県委託金	27,346	632	27,978
16 繰入金		44,257	5,533	49,790
	2 基金繰入金	44,256	5,533	49,789
歳入合計		1,493,781	22,168	1,515,949

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		272,648	1,132	273,780
	1 総務管理費	250,118	500	250,618
	4 選挙費	3,494	632	4,126
3 民生費		161,666	7,991	169,657
	1 社会福祉費	142,197	7,991	150,188
4 衛生費		121,030	387	121,417
	1 保健衛生費	78,546	387	78,933
6 農林水産費		94,372	12,018	106,390
	3 水産業費	55,047	12,018	67,065

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		164,835	390	165,225
	4 港 湾 費	3,294	390	3,684
10 教 育 費		169,070	250	169,320
	6 保 健 体 育 費	21,102	250	21,352
歳 出 合 計		1,493,871	22,168	1,515,949

歳入歳出の詳細については、私どもの政策調整監から説明をさせていただきます。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

それでは議案第28号から議案第33号までの補正ということで説明をさせていただきます。

まず議案第28号、かがみから3枚めくっていただいて、補正予算の2ページ。第1表 歳入歳出予算補正というページと次のページの歳出のほうで説明させていただきます。

今回、専決処分ということで一般会計補正の第2号になりますけれども、歳入のほうで基金から繰り入れをいたします。16款の第2項ということで、これは財政調整基金からの繰り入れということで405万5,000円を財源としております。

次のページ、歳出のほうなんですけれども、土木費ということで下水道費、8款5項405万5,000円。これは一般会計から下水道特別会計への繰り出し金ということになります。

続いて議案第29号、これはただいまの一般会計と連動しますけれども、同じように、これは下水道特別会計補正予算の第1号になります。補正予算の2ページをお開きください。

同じように、今度は下水道会計を受ける側ですので、一般会計から繰入金ということで4款1項に405万5,000円、一般会計で取り崩した財調をここで繰り入れているということになります。

次のページ、歳出のほう1款1項下水道事業費405万5,000円。これは座間味の浄化センターの処理上の修繕工事ということで、汚泥装置の修繕費用に充てるための経費でございます。

続きまして議案第30号 座間味村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、これは住民基本台帳法が改正されたことによります条文の変更でございますので、これについては詳細の説明は省かせていただきます。

続きまして議案第31号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、これにつきましても条例第30号と同じですね、住民基本台帳法が改正されたことによる外国人登録に関する文言の削除及び関連する条項の繰り上げということですので、詳細の説明は省かせていただきます。

次、議案第32号 座間味村暴力団排除条例の一部を改正する条例についてです。これについてはですね、先月でしたでしょうか、那覇市長が見えまして、暴力団を県全体として排除していくんだということで、ぜひ協力をお願いしたいという要請を受けました。本村の現在の条例では入札には参加させないという程度のものでしたけれども、今後は下請けにもそれを入れなとかですね、事業所においてはそういう暴力団を排除するようなことをしてくれというような条例に変更させていただいております。

続いて議案第33号 平成24年度座間味村一般会計補正予算（第3号）でございます。これも2ページと3ページで説明をさせていただきます。まず、歳入のほうですけれども、国庫支出金、12款第2項国庫補助金、このほうは全体で1,101万2,000円ですけれども、内容としましては老人福祉費の300万円、

あとは浜港の港の委託に係る分の国からの補助金801万2,000円を歳入として計上しております。

続いて13款県支出金、まず13款第2項県補助金ということで、社会福祉費に499万1,000円、13款3項県委託金として63万2,000円。これは今年行われます海区漁業調整委員の選挙の経費ということで、100%委託で賄うものです。

次に16款2項基金繰入金553万3,000円ございますけれども、今回の補正に当たって一般財源を財政調整基金を取り崩して充てることとしております。

次のページ、3ページなんですけれども、これも款項で説明させていただきます。まず総務費、2款第1項総務管理費50万円。次ページ以降から詳細は書いておりますけれども、これについてはセンターの修繕費となっています。あと総務費の4項選挙費、これは先ほどの歳入で申し上げたとおり海区漁業調整委員の選挙に対する経費です。

次に3款民生費、1項社会福祉費799万1,000円ということで、地域支え合い体制事業ということで499万1,000円。地域介護・福祉空間整備事業ということで300万円、両方とも10分の10の補助事業でございます。

次に衛生費、4款1項保健衛生費38万7,000円計上しておりますけれども、これは簡易水道事業に対する繰り出し金です。次の補正で出てきますけれども、阿嘉の浄水場の配水池の修繕費用でございます。

次に第6款農林水産費、3項水産業費1,201万8,000円ですけれども、これは阿真港の改修のための設計委託分の事業費となっております。

続いて8款土木費4項港湾費39万円。これは座間味港のターミナルの修繕費に係る経費でございます。

最後に10款教育費6項保健体育費25万円の補正を計上しておりますけれども、これは夢の教室プロジェクトということで、プロのスポーツ選手に来ていただきまして、島の子供たちに指導していただくというような教室をやろうということでの計上でございます。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

続きまして議案第34号の説明をさせていただきたいと思っております。

議案第34号

平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年6月13日提出

座間味村長 宮里 哲

平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ387千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ283,508千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年6月13日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		49,333	387	49,720
	1 繰入金	49,333	387	49,720
歳入合計		283,121	387	283,508

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		231,895	387	232,282
	1 営業費	231,895	387	232,282
歳出合計		283,121	387	283,508

歳入歳出につきましては、政策調整監のほうから説明をさせていただきます。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

これにつきましては先ほどの一般会計の補正予算と連動いたします。簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）ですけれども、これについても2ページと3ページをお開きいただきたいと思います。第1表の歳入歳出予算補正で説明させていただきますと、先ほどの説明とダブりますけれども、簡易水道の阿嘉浄水場の修繕費ということで38万7,000円、歳入歳出とも計上させていただいております。財源としては一般会計から繰り入れますけれども、その財源は財政調整基金ということになります。以上で説明を終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

日程第7. 議案第28号 専決処分の承認について。平成24年度座間味村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第28号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第8. 議案第29号 専決処分の承認について。平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第29号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第9. 議案第30号 座間味村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 座間味村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第30号 座間味村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第31号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第31号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第32号 座間味村暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 座間味村暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第32号 座間味村暴力団排除条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第33号 平成24年度座間味村一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

6ページと8ページを見てほしいのですが、歳入は県支出金の県委託金で説明が海区漁業調整委員選挙補正増となっているんですが、8ページの総務費選挙費の中で海区漁業調査委員会選挙費となっているのですが、これはどっちが正しいのでしょうか。歳入と歳出では違うことに見えたんですが、どっちが正しいのですか、お答えください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず言葉上の、これは法令で設置する委員会ですので、言葉上は御指摘のとおり海区漁業調整委員会でございます。目についてはですね、歳入の歳出の目、8ページについては当初予算でそういう誤った表現の入力になっているために、そのまま使っているということになっています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ちょっとこれ8ページに関しては間違っているのをそのまま使ったということですか、意味がわかりませんが、間違っているものをそのまま使ったということですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

当初予算で補正前の額…。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、歳出の総務費、4選挙費、6海区漁業調査委員会選挙費というのは、正式な法令、委員会の名称としては不適切。誤って入力しております。これは当初予算で入力をしたために科目存置の5,000円がどうしてもこれで出てきますので、御指摘で気づきました。それで、これは次年度訂正をしたいと思います。そして歳入のほうは手書き入力になりますので、入力は手で入力できますので適切な正しい名称の予算という形で表現しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

要するに、歳入のほうの海区漁業調整委員選挙で、「調整」でいいわけですね。それで歳出の場合は当初予算で間違えて入力してしまったがために、これはもう改正できないと。要するに途中から入力を変えることはできないと。だけど、多分気がついていなかったんでしょうね、今の言い方だと。気がついていたら手

書きというか、上からでも直したと思うんだけど、直せないということは気がついていなかったと。誤字脱字はなるべく減らしてください。何回も議決することなので。では「調整委員会」でいいわけですね。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

1点ほどお聞きしたいと思います。9ページでございますけれども、農林水産費の件でございますけれども、そのこのほうの説明のほうに鳥島の射爆撃場周辺の漁業施設とあるんですね。これは私は今まで鳥島のほうの周辺に何かあるかなと思ってやったんですね、これを見たら収入のほうで阿真漁港の成果のものでございますよね。こんな大きな間違いがあったら、これは大変なものではないかと思うのです。補助金のタイトルがそれであって、説明においては阿真漁港の整備、整備を例えば工事費と書けばいいんですけども、私は何で座間味村があちちに行って幾らの漁業組合が保証をもらっているかなと思って、後で組合長に聞こうと思っていたんですが、そうしたら組合長は今、笑っていると思うのですけれども、非常にこれにびっくりしているんですね。だから、説明というのはちゃんとやらないと、阿真漁港だったらなんで座間味村と400万円で受けているのに、何でまたあちらのほうに船があちちで係留するのは何があるかなと思ってですね、これで終わりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

御指摘ありがとうございます。これは工夫次第で村民にもわかりやすい、もちろん議会の皆様にもわかりやすい説明資料になるべきだと思いますので、この辺は指導を徹底していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

総務課長、これは間違っているという意味ですよ。私は全くわからないんです。わかりにくいじゃなくて、もうわからないですね。だから、これは間違っているんだったら間違っています。金城議員が言うように、書くべきものを変えてしまったと言えればいいんですけども、何かちょっとあやふやしているものだから。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

これは本来なら阿真漁港の護岸整備委託事業とかという節の説明にすればよかったんですけども、補助事業の名称をそのまま入れてしまいまして、ちょっとわかりづらい表現になっておりますけれども、名称自体間違っただけではありませんけれども、ちょっとわかりづらい表現になっております。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

話題になっている 9 ページ。鳥島射爆撃場周辺整備事業、これですね、今回の設計費の予算補正、大変ありがとうございます。区長はじめ阿真の人たちも喜んでいました。そこで、もちろん設計費がついているということは。大まかな事業費がついて、それで阿真の人たちとは外郭というんですか、今回工事を入れる分の調整は済んでいるのですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

この阿真港整備について、今月 21 日に住民説明会を予定しております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

説明会をする以前に、大体、概要設計が進んでいてこの補助金がもらえたのですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

そうです。以前にですね、これまで阿真区民から特にそういう要望がありました。現在の港を北側、アパート側に掘り込みをしてほしいという要望がありましたので、それに基づいての概算を出して、ここに計上しております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

掘り込みについては阿真の人たちも、もうこれ以上外を大きくすることはできないからということで、内側を掘り込んで欲しいという話を聞いたんですけども、どれぐらいの距離で泊地がどれぐらいの面積でという話を気にしているみたいでした。それで、そういった絵を書くときに打ち合わせがあったのかというと、そこは記憶にないというふうな話があったので、ぜひ 21 日ですか、十分に詰めて、せっかくいい工事をするので、後腐れのないようなことを十分調整をしていただきたいと思います。

それからもう 1 点。教育費の中の夢の教室プロジェクト事業、この概要を教えてくださいませんか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

御指摘ありがとうございます。この事業はですね、B J リーグに所属するプロバスケットチーム、琉球キングスを招き、めったに体験できない児童生徒と交流させる事業があります。主催は教育委員会、共催は座間味村、そして実施主体は 3 校の学校。実施予定日は 7 月 17 日から 18 日を予定しています。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

どこでどのような事をなさるのですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

初日は座間味校、4時ぐらいから2時間ぐらい。次の日は阿嘉で2時間ぐらいを予定しています。また日が変わる可能性があるのですが、これは今から日程調整をしようと思っています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

全く知らないで教えてください。琉球キングスぐらいの名前はわかりますけれども、やる場所も座間味校と阿嘉校、それから慶留間校の子供たちはクラブでバスケットをやっているのですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

慶留間・阿嘉ではやっていません。座間味のほうはこの間、部活動でバスケットを始めています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

バスケットをやっている子供たちは一流の選手を目の前にして、今でも素質のある子供はいると思うのです。それを目にすることで非常に刺激をもらって、またさらに磨かれると思うのですけれども、やっていない子供たち、一流の選手を目の当たりにしてショックを受けるのか、それとも目覚めるのか、これまでよく村長はビーチバレーとかプロ野球を見に行ったりとかされておりますが、今度はバスケットボール。一流の選手を見る機会が増えて大変いいことだと思うのですけれども、本当に実のある、子供たちにとって実のあることになればいいのですけれども、ということが少し気になっています。いわゆる単発的なものだったらどうかと、これが継続的になされて、本当に芯のあるビジョンがあって、それに基づいたものであればいいと思うのですけれども、例えばこの間なんか、オープン戦を見に行き、それで見ることができずに帰ってきたという話も聞いていますので、ぜひビジョンからつくって、私たちも今も概要を聞いてからしかわからないので、そういったのをぜひ要綱なりビジョンなり、前もって渡していただければと思って少し疑問に思いました。村長、何か…。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今回はひとつ教育委員会に頑張ってもらってB Jリーグというバスケットのほうをさせていただいていますが、過去にもビーチバレーボールの話であったりとかプロ野球、元プロ野球の選手であったりとか、あるいは今回オリンピックに4名出ることになりましたが、そのメンバーに座間味校の子供たちの前で今までの経験とかですね、頑張るとか、お互いの思いやりとか、いろいろなキーワードがあると思うんですけど、その人たちが感じているものを子供たちに伝えていくと。一緒に遊ぶだけではなくてですね、あるいはバスケットを教えるとか、それだけではなくて、その二次的な付加価値といいますか、情操教育的なところを中心とした夢の教室プロジェクトというふうな考えを私たち行政と教育委員会は持っておりまして、これからもバスケットに限らずいろいろなトップアスリートであったり、それなりの各界での最前線で頑張っているような人たちと子供たちを交流させる機会が設けられたらと私は思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

まずいことではないと思いますけれども、例えばヨットについてはですね、7年間ここで合宿をしているんです。それが今度男女ともロンドンオリンピックに行くことになりました。そして7年間のうちには子供たちが見て憧れの選手だということです。聞くと、小松コーチは1993年から禁酒をしたそうです。それが今度男女とも表彰台に立ったらお酒が飲めるかなというぐらいの決意で座間味で合宿をしているんですね。そして座間味の子たちはジュニアヨットレース、ずっと続けているんですよ。この小松先生の提案というか、カップの名称を使って「小松杯」というジュニアヨットレースをやっています。今年は23日にやる予定です。おかげで、島の子たちが県代表、全国大会に行くまでに育っているのです。まさにビジョンがあるのですよ。ところが今のようなB Jリーグとかというのは、どういったビジョンがあって、本当にB Jリーグを目指してうちの子たちが夢を持っているのかと。いうことまで含めてビジョンをつくっていただきたいと。そのビジョンに基づいて金を投資して子供の教育にかかわって行けば。ということが私の提言です。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 平成24年度座間味村一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第33号 平成24年度座間味村一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第34号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第34号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 報告第1号 平成23年度座間味村繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

平成23年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成23年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成23年度座間味村繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
10 教育費	2 小学校費	座間味村小学校校舎改築管理委託業務	円 3,277,000	円 3,277,000	円	円	円	円	円	円 3,277,000
10 教育費	2 小学校費	座間味村小学校校舎改築工事	134,715,000	71,399,000	9,747,000	37,299,000		24,000,000		353,000
10 教育費	2 小学校費	座間味村小学校校舎改築仮設道路工事	5,569,200	2,569,200						2,569,200
		合計	143,561,200	77,245,200	9,747,000	37,299,000	0	24,000,000	0	6,199,200

平成24年6月13日提出

座間味村長 宮里 哲

詳細はお手元の資料のとおりでございます。

○ 議長（中村秀克）

これで報告第1号を終わります。

日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者について、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 座間味村字阿嘉21番地

氏 名 垣花康雄

生年月日 昭和20年2月10日

平成24年6月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

推薦理由

現在、本村の社会福祉協議会会長として活躍中で、その他民生委員・児童委員等広く地域住民に密着しており、今後の活躍が期待できる。

また、村民からの人望も厚く、守秘義務も守れる。

これが、推薦する理由である。

以上です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

お諮りします。本件は、お手元にお配りした意見のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、お手元にお配りした意見のとおり答申することに決定しました。

日程第16. 発議第2号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書についてを議題といたします。

発議第2号

平成24年6月13日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員

大城 晃

賛成者 座間味村議会議員

金城勝英

「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書

日々、教育の発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。

さて、今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。

そのためには財政的な保障が必要であり、それは国としての責務です。しかし、前政権下における「三位一体」改革の中で、教育的議論と国・都道府県・市町村の教育の役割をどう担うかの検討も十分なされないまま国庫負担金の大幅な見直しがされ、6年前、国は義務教育の国庫負担率をこれまでの「2分の1」から「3分の1」に削減しました。現在においても地方分権や道州制などの議論の中で、財源確保として国から地方への「一括交付金」「教育一括交付金」等の問題が十分に議論されておらず、解決しておりません。もし、義務教育費国庫負担が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に多くの離島僻地校を抱える本県は非常に深刻な状況に直面せざるをえません。

子どもたちの教育条件に、地域による格差を生じさせてはなりません。少なくとも憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。

つきましては、以下の事項を強く求めます。

記

- 一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を（2分の1以上に）拡充するよう要請すること。
- 一、次期教職員定数改善計画を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置も拡充できるよう要請すること。
- 一、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえ教員の処遇改善に努めること。
- 一、教育関係予算を増額し、充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年6月13日

沖縄県座間味村議会

内閣総理大臣 野田佳彦様
文部科学大臣 平野博文様 へ

発議第2号は会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第2号は提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第2号「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第2号「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 発議第3号 離島・へき地からの高校進学する生徒への支援に関する意見書についてを議題といたします。

発議第3号

平成24年6月13日

座間味村議会
議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員
金城善昇
賛成者 座間味村議会議員
金城弘昭

離島・へき地からの高校進学する生徒への支援に関する意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

離島・へき地からの高校進学する生徒への支援に関する意見書

日々、教育発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。

沖縄県は島嶼県であり、多くの離島・僻地の小中学校が存在しますが、その殆どの地域で高等学校がないために中学校卒業・高校進学で、親元を離れ都市部で生活することを余儀なくされています。

2012年2月20日掲載の「沖縄タイムス」記事で、県内14市町村21離島で今年3月に中学校を卒業した生徒の保護者へのアンケート結果と分析が掲載されています。

その中で、中学卒業・高校進学後の住居は「民間アパート」と回答した人が58人で約60%、1ヶ月に必要な生活費も「5万～10万」50%、「10万～15万」32%と回答されています。更に全体の81%の保護者は、経済負担や子どもの生活、進路選択などを理由に、公立寮を要望していますが、実際に学校等の寮の希望がかなったのは10%にすぎません。

国の支援事業として、高校のない離島からの進学者へ1人年間15万円の就学金支給が国の2分の1の補助で2012年度からスタートしています。しかし、県なり市町村が残りの2分の1の補助を予算化しないと、就学支援事業は使えないことになっています。

小中学校の段階では僻地教育振興法等により、給食費や修学旅行費等の補助があるのに比べ、高校進学に際しては大きな経済的な負担を強いられています。高校進学率が9割を越えて久しく、2011年度から高等学校の授業料無料化が行われています。実質的に高校教育は義務教育と同様に見なされている時代に、離島出身の子どもたちや保護者に対する高校進学への負担の格差は大きな社会問題になっています。

沖縄県の全ての子どもたちに平等で豊かな教育を保障するために以下のことを要請します。

記

1. 離島・僻地からの高校進学の子どもたちを対象にした、公立の寄宿舎を早期に建設すること。
2. 就学支援授業に対して、国の制度が全ての対象高校生に活用できるよう、県としても予算措置を図ること。
3. 僻地・離島出身の高校生に対して継続的、定期的に生活相談等を行うため、生活相談員やカウンセラー等を配置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年6月13日

沖縄県座間味村議会

沖 縄 県 知 事 仲井眞 弘 多 様
沖縄県教育委員会教育長 大 城 浩 様 あて

発議第3号は会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第3号は提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第3号 離島・へき地からの高校進学する生徒への支援に関する意見書についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第3号 離島・へき地からの高校進学する生徒への支援に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 発議第4号 「心の健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書についてを議題いたします。

発議第4号

平成24年6月13日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員

宮里清之助

賛成者 座間味村議会議員

宮里祐司

「心の健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「心の健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書

心身の健康は、一人一人の国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものである。しかし、現在のわが国は、年間自殺者が3万人にも上り、320万人を超える方々、つまり国民のおよそ40人に1人が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように、「国民の心の健康危機」と言える状況にある。自殺はもちろんのこと、引きこもりや虐待、路上生活など多くの社会問題の背景にも、心の健康の問題が大きく関与している。

世界保健機関(WHO)は、病気が命を奪い生活を傷害する程度を表す総合指標(障害調整生存年)を開発し、政策による優先度をあらわす指標として提唱しているが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになった。

また、我が国においては、自殺やうつ病がなくなった場合の経済的便益は、単年で約2兆7千億円という推計もあり、さらに都道府県が作成する医療計画に盛り込むべき疾患として新たに精神疾患を加え、がんや

脳卒中とともに5大疾病とする方針が国において示されるなど、心の健康への対応が強く求められている。

欧米では国民の健康についてのさまざまな政策が進められているが、日本ではそうした重要度にふさわしい施策がとられておらず、精神保健・医療・福祉サービスの現状は、国民ニーズにまだまだ十分にこたえられるものとはなっていない。

心の健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展と活力ある社会を実現するためには、心の健康を国の最重要課題の一つと位置づけ、5大疾病の時代にふさわしい基本法を制定し、総合的で長期的な施策を実行することが必要である。

よって、座間味村議会は、国会及び政府に対し、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とし、心の健康についての総合的で長期的な政策と、そのために必要となる財源等を保障する「心の健康を守り推進する基本法」を制定するよう強く要望する。」

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年6月13日

沖縄県座間味村議会

あて先

衆議院議長 横路孝弘 殿

参議院議長 平田建二 殿

発議第4号は会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第4号は提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第4号「心の健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第4号「心の健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

これで、本定例会の日程は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成24年第2回座間味村議定会例会を閉じます。

閉 会 (午後4時17分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 里 祐 司

署名議員 大 城 晃